

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年3月29日

【事業年度】 第8期(自平成18年1月1日至平成18年12月31日)

【会社名】 株式会社GABA

【英訳名】 GABA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 青野 仲達

【本店の所在の場所】 東京都目黒区中目黒一丁目1番71号

【電話番号】 (03)5768-2000 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役兼最高財務責任者 榎島 俊幸

【最寄りの連絡場所】 東京都目黒区中目黒一丁目1番71号

【電話番号】 (03)5768-2000 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役兼最高財務責任者 榎島 俊幸

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

(はじめに)

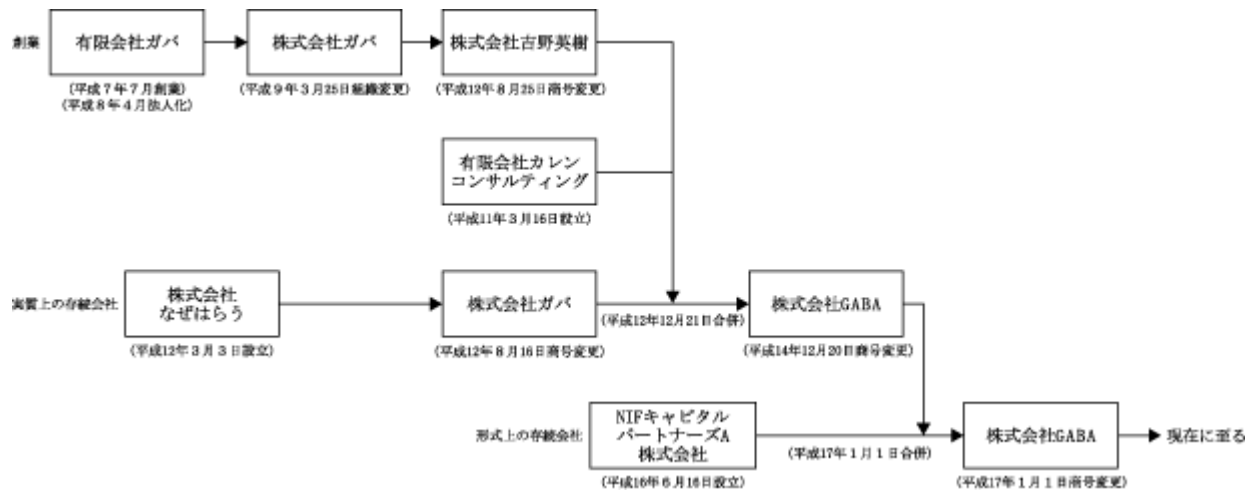
当社の前々身である有限会社ガバは、日本における英語教育の改革を目指し、平成7年7月に外国語会話のインストラクターをデータベース化し、全国各地の受講希望者とマッチングさせるという斡旋事業を目的として創業され、平成8年4月に有限会社として設立(平成9年3月に株式会社ガバに組織変更、その後、平成12年8月に株式会社吉野英樹に商号変更)されました。

一方、インターネットプロバイダー事業を行うために平成12年3月に設立された株式会社なぜはらう(平成12年8月に株式会社ガバに商号変更)は、当該事業の存続を断念した後、平成12年12月にグループ経営の健全化、合理化に向け、株式会社吉野英樹およびコンサルティング事業を行っていた有限会社カレンコンサルティングを吸収合併し、英会話事業を継承いたしました。さらに、平成13年3月より、株式会社ガバは「G a b aマンツーマン英会話」の名称で、インストラクター(講師)1人に対しクライアント(受講生)1人によるマンツーマンレッスン専門の英会話スクールの運営を開始し、平成14年12月には株式会社G A B A(以下、旧株式会社G A B Aといいます)と商号変更しております。

その後、当社(形式上の存続会社 平成16年6月16日設立 設立時の商号はN I F キャピタルパートナーズA株式会社)は、青野伸達(現当社代表取締役社長)を中心とした現経営陣によるM B O(マネジメント・バイ・アウト)のための受け皿会社として設立されました。平成17年1月1日に、当社は旧株式会社G A B Aを吸収合併して事業を引き継ぎ、同日商号を株式会社G A B Aに変更し、現在に至っております。合併前の当社は、エヌ・アイ・エフベンチャーズ株式会社(現エヌ・アイ・エフS M B Cベンチャーズ株式会社)がM B O(マネジメント・バイ・アウト)のために設立した受け皿会社でありますので、以下における平成17年1月1日の合併以前の事項につきましては、別段の記述がない限り実質上の存続会社である旧株式会社G A B Aについて記載しております。また、事業年度の期数は、実質上の存続会社である旧株式会社G A B Aの期数を継承しており、平成17年1月1日より始まる事業年度を第7期としております。

(注) 当社では、英会話レッスンの講師をインストラクター、受講生をクライアントと呼んでおります。

当社の設立から現在に至るまでの沿革を図示いたしますと、次のようになります。



1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

| 回次 | 第3期 | 第4期 | 第5期 | 第6期 | 第7期 | 第8期 |
|---|------------|-------------------------|-------------|-------------|---------------|-------------------------|
| 決算年月 | 平成14年9月 | 平成15年9月 | 平成16年9月 | 平成16年12月 | 平成17年12月 | 平成18年12月 |
| 売上高 (千円) | 2,226,761 | 3,852,138 | 4,042,491 | 1,090,788 | 5,520,960 | 7,656,325 |
| 経常利益 (千円) | 200,225 | 1,431,180 | 1,004,404 | 274,392 | 1,115,902 | 1,425,233 |
| 当期純利益又は 当期純損失() (千円) | 83,419 | 717,769 | 579,104 | 113,848 | 2,867,120 | 824,321 |
| 持分法を適用した場合の 投資利益 (千円) | | | | | | |
| 資本金 (千円) | 285,000 | 285,000 | 336,500 | 336,500 | 1,800,000 | 571,521 |
| 発行済株式総数 普通株式 (株) 優先株式 | 3,700 | 3,700 | 4,760 | 4,530 | 20,000 320 | 43,052 320 |
| 純資産額 (千円) | 347,714 | 1,065,483 | 1,093,199 | 1,207,048 | 380,102 | 1,947,466 |
| 総資産額 (千円) | 1,652,658 | 3,577,325 | 3,246,636 | 3,483,388 | 4,165,442 | 7,022,859 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 93,976.93 | 287,968.56 | 241,324.43 | 266,456.51 | 140,994.88 | 29,578.54 |
| 1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) 普通株式 (円) 優先株式 | () () | 39,024.00 () () | () () | () () | () () | () 65,254.80 () |
| 1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失() (円) | 22,144.07 | 193,991.62 | 149,121.14 | 25,132.07 | 143,356.01 | 20,472.29 |
| 潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円) | | | | | | 16,708.84 |
| 自己資本比率 (%) | 21.0 | 29.8 | 33.7 | 34.7 | 9.1 | 27.7 |
| 自己資本利益率 (%) | 19.4 | 101.6 | 53.7 | 9.9 | | 70.8 |
| 株価収益率 (倍) | | | | | | 11.43 |
| 配当性向 (%) | | 20.1 | | | | |
| 営業活動による キャッシュ・フロー (千円) | | | | 286,558 | 2,215,657 | 2,407,026 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー (千円) | | | | 392,418 | 332,519 | 848,909 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー (千円) | | | | | 13,702 | 688,393 |
| 現金及び現金同等物の 期末残高 (千円) | | | | 638,558 | 2,539,412 | 4,785,922 |
| 従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数) | 84 (4) | 135 (28) | 171 (27) | 198 (27) | 241 (29) | 351 (41) |

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 平成17年1月1日のN I FキャピタルパートナーズA株式会社(形式上の存続会社)との合併に伴い、旧株式会社G A B Aの第6期は平成16年10月1日から平成16年12月31日までの3ヶ月決算となっております。また、N I FキャピタルパートナーズA株式会社は平成17年1月1日付けで商号変更を行い株式会社G A B Aとしております。従いまして、第3期、第4期、第5期および第6期については、旧株式会社G A B Aの状況を、第7期および第8期については、当社(形式上の存続会社 設立時の商号はN I FキャピタルパートナーズA株式会社)の状況をそれぞれ記載しております。

形式上の存続会社であるN I F キャピタルパートナーズA株式会社の平成16年12月期の主要な経営指標等は以下のようになります。

| 回次 | 第 1 期 |
|-------|----------------|
| 決算年月 | 平成16年12月 |
| 売上高 | (千円) |
| 経常損失 | (千円) 257,575 |
| 当期純損失 | (千円) 152,777 |
| 資本金 | (千円) 10,000 |
| 純資産額 | (千円) 142,777 |
| 総資産額 | (千円) 4,628,274 |

- 第1期の財務諸表については、証券取引法第193条の2の規定に基づきあずさ監査法人の監査を受けております。
- 第1期は、平成16年6月16日から平成16年12月31日までの6ヶ月と15日の決算となっております。
- N I F キャピタルパートナーズA株式会社は、M B O (マネジメント・パイ・アウト) を目的として設立された受け皿会社であるため、支払手数料139,897千円、支払利息76,902千円、開業費償却40,016千円等の費用のみが発生しております。その結果、法人税等調整額104,833千円を計上後、当期純損失152,777千円となっております。

- 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 第7期においては、合併に伴い抱合せ株式消却損3,485,479千円を計上しているため、当期純損失2,867,120千円を計上しております。
- 持分法を適用した場合の投資利益については、当社には関連会社が存在しないため、記載しておりません。
- 潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、第7期以前については非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
- 第7期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されたため記載しておりません。
- 第7期以前の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
- 従業員数は、就業人員数(契約社員数を含む)であり、各事業年度における臨時従業員の平均雇用人員数を()外数で記載しております。
- 第4期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成14年9月25日 企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成14年9月25日 企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
- 第5期から自己株式を資本に対する控除項目としており、また、1株当たりの各数値(配当額は除く)の計算については発行済株式総数から自己株式数を控除して算出しております。
- 第8期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
- 証券取引法第193条の2の規定に基づき、第6期以降はあずさ監査法人の監査を受けておりますが、第3期、第4期および第5期の財務諸表については監査を受けておりません。
- 当社は、平成17年3月28日付で普通株式1株につき4株の株式分割を、平成18年5月15日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。なお、第7期および第8期の1株当たり当期純利益は、株式分割が期首に行われたものとして算出しております。

2 【沿革】

「はじめに」に記載いたしましたとおり、当社の前々身である有限会社ガバは平成8年4月に設立され、平成12年12月に株式会社なげはらうに吸収合併されております。その後、平成13年3月より、株式会社ガバは「G a b a マンツーマン英会話」の名称で、マンツーマンレッスン専門の英会話スクールの運営を開始し、平成14年12月には株式会社G A B A (以下、旧株式会社G A B A といいます)と商号変更しております。

その後、当社(形式上の存続会社 設立時の商号はN I F キャピタルパートナーズA株式会社)は、M B O (マネジメント・バイ・アウト)のための受け皿会社として平成16年6月16日に設立され、平成17年1月1日に、当社を存続会社として旧株式会社G A B A を吸収合併して事業を引き継ぎ、同日商号を株式会社G A B A に変更し、現在に至っております。

当社(形式上の存続会社 設立時の商号はN I F キャピタルパートナーズA株式会社)の沿革は以下のとおりであります。

| 年月 | 事項 |
|--------------------|---|
| 平成16年6月 平成17年1月 | N I F キャピタルパートナーズA株式会社設立 実質上の存続会社である旧株式会社G A B A を吸収合併し、商号を株式会社G A B A へ変更するとともに、事業の目的を、有価証券等の取得および保有業務等から外国語スクールの経営等に変更 |
| 平成17年1月 | 梅田L S を開設 |
| 平成17年1月 | 英会話学習教材等の販売を行うその他事業を開始 |
| 平成17年2月 | 千葉L S を開設 |
| 平成17年4月 | 池袋L S を移転、心斎橋L S、栄L S を開設 |
| 平成17年6月 | 銀座数寄屋橋L S と銀座一丁目L S を統合(銀座一丁目L S を閉校) |
| 平成17年6月 | 溜池山王L S と赤坂見附L S を統合(赤坂見附L S を閉校) |
| 平成17年7月 | 銀座L S を開設 |
| 平成17年7月 | 銀座数寄屋橋L S を閉校し、銀座L S に統合 |
| 平成17年12月 | 横浜L S を移転 |
| 平成18年3月 | 茶屋町L S を開設 |
| 平成18年6月 | 大宮L S を開設 |
| 平成18年6月 | 下北沢L S を移転 |
| 平成18年6月 | 六本木L S と広尾L S を統合(六本木L S を閉校) |
| 平成18年8月 | 表参道L S を移転 |
| 平成18年9月 | 新宿L S を移転 |
| 平成18年9月 | 成城L S を移転 |
| 平成18年9月 | 成城L F を開設 |
| 平成18年10月 | 神戸L S を開設 |
| 平成18年11月 | 池袋L S アネックスを開設 |
| 平成18年11月 | 関西事務所を開設 |
| 平成18年12月 | 東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場 |

(注) 当社では、大学生、社会人を対象としたスクールのことをL S (ラーニングスタジオ)、小学生を対象としたスクールのことをL F (ラーニングフィールド)と呼んでおります。

以下におきましては参考として、旧株式会社G A B A (実質上の存続会社 株式会社なぜはらう)の設立以降の状況を記載いたします。

| 年月 | 事項 |
|----------|--|
| 平成12年3月 | 株式会社なぜはらう設立 |
| 平成12年8月 | 株式会社なぜはらうから株式会社ガバへ商号変更するとともに本社を東京都目黒区中目黒へ移転し、事業の目的を、インターネットプロバイダー業等から外国語スクールの経営等に変更 |
| 平成12年12月 | 株式会社吉野英樹、有限会社カレンコンサルティングを吸収合併 |
| 平成13年3月 | 新宿東口L S、銀座数寄屋橋L Sを開設 |
| 平成13年4月 | 新宿西口L Sを開設 |
| 平成13年5月 | 渋谷L S、池袋L Sを開設 |
| 平成13年6月 | 横浜L Sを開設 |
| 平成13年10月 | 吉祥寺L Sを開設 |
| 平成13年11月 | 銀座一丁目L Sを開設 |
| 平成14年5月 | 銀座数寄屋橋L S、横浜L S増床 |
| 平成14年6月 | 新宿西口L Sのブースを増設、新宿西口L Sと新宿東口L Sを統合(新宿東口L Sを閉校) |
| 平成14年10月 | 新宿南口L Sを開設 |
| 平成14年12月 | 株式会社ガバから株式会社G A B A (旧株式会社G A B A)へ商号変更 |
| 平成15年1月 | 溜池山王L S、新橋汐留L Sを開設 |
| 平成15年2月 | 東京L S、自由が丘L Sを開設 |
| 平成15年3月 | 下北沢L Sを開設 |
| 平成15年4月 | 表参道L Sを開設 |
| 平成15年5月 | 二子玉川L Sを開設 |
| 平成15年5月 | 新宿西口L Sと新宿南口L Sを統合(新宿西口L Sを閉校) |
| 平成15年6月 | 成城L S、広尾L Sを開設 |
| 平成15年7月 | 六本木L Sを開設 |
| 平成15年10月 | 赤坂見附L S、田町L Sを開設 |
| 平成16年1月 | 藤沢湘南L Sを開設 |
| 平成16年2月 | 青葉台L Sを開設 |
| 平成16年4月 | 三軒茶屋L Sを開設 |
| 平成16年5月 | 目黒L Sを開設 |
| 平成16年6月 | 新百合ヶ丘L Sを開設 |
| 平成16年10月 | 品川L Sを開設 |
| 平成17年1月 | M B O (マネジメント・バイ・アウト)のための受け皿会社として設立された当社(設立時の商号はN I F キャピタルパートナーズA株式会社)を形式的な存続会社として吸収合併される |

(注) 当社では、大学生、社会人を対象としたスクールのことをL S (ラーニングスタジオ)と呼んでおります。

3 【事業の内容】

当社は、「G a b aマンツーマン英会話」の名称で、マンツーマンレッスン専門の英会話スクールを運営しております。日本人は、大学を卒業した時点で約10年の英語学習経験があるにもかかわらず、世界に通用する英語力を身につけている人は少ないと言われております。当社は実践を意識した英会話習得サービスを提供することによって英語教育手法を革新し、国際舞台で活躍できる人材を育成することで、社会に貢献することを目指しております。

当社の事業は、英会話事業とその他事業に大別されます。

(1) 英会話事業

当社は、「G a b aマンツーマン英会話」の名称で、当社L S(ラーニングスタジオ)において、マンツーマン英会話レッスンの提供、およびレッスン用教材の販売を行っております。

当社は、グループでの学習では困難な、クライアント(受講生)ごとにカスタマイズされた個別カリキュラムの提供を行うことで、クライアントが最大限の学習効果を得ることができるよう努力しております。すなわち、英語学習の目的と開始時のレベル、および上達のスピードがクライアントごとに異なるという課題に対し、クライアント一人ひとりの目標と希望に応じてカリキュラムをカスタマイズして提供しております。さらに、マンツーマンレッスンは通常、グループレッスンと比べて時間当たりの会話量が豊富なため、効率的に英会話スキルの上達を図ることができると考えられます。

当社はまた、主なクライアント層である20代～30代の社会人が効果的に英会話を身につけることができるように、利便性を意識したサービスを提供しております。

たとえば、ITの積極的導入により、クライアントは「my G a b a」と呼ばれるインターネット上の専用サイトを通じて、携帯電話やパソコンからレッスンを予約することができます。レッスン記録はすべてデータベース化されており、クライアントがいつでもオンラインで閲覧できる他、学習プランのアドバイスのために随時活用されております。また、当社は複数の路線が乗り入れるターミナル駅近くにL Sを開設しており、利便性の向上を図っております。さらに、L S内ではインテリアにも気を配り、カフェのような開放感のある雰囲気づくりを大切にしております。レッスンは、クライアントとインストラクター(講師)が向かい合う形ではなく、丸みを帯びた机に沿って隣り合うスタイルで行われ、リラックスした自然な会話が生まれる環境を整えております。

また、当社はこれまで培ってきたマンツーマンレッスンによる英会話教授法やITシステムといった強みを生かし、平成18年9月より、小学生を対象としたマンツーマン英会話レッスンの提供を、当社L F(ラーニングフィールド)にて開始しております。

平成18年12月末現在、L Sは首都圏に24校、関西(大阪市)に4校、中部(名古屋市)に1校の計29校を、L Fは首都圏に1校を直営方式で展開しております。

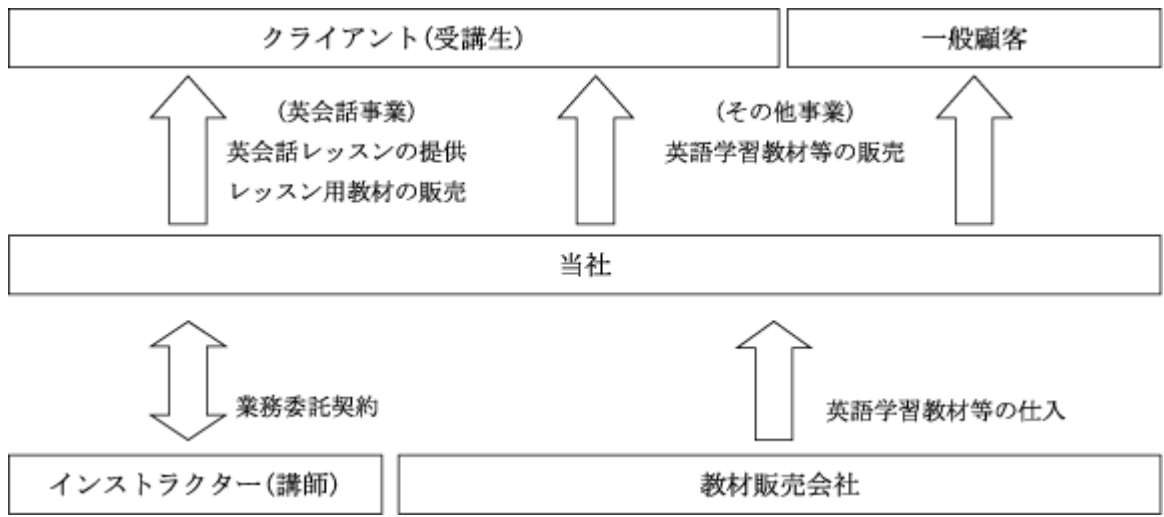
(注)当社では、大学生、社会人を対象としたスクールのことをL S(ラーニングスタジオ)、小学生を対象としたスクールのことをL F(ラーニングフィールド)と呼んでおります。

(2) その他事業

当社は、英会話事業を補完する事業としてその他事業を位置づけ、英語学習教材等の販売をしております。英会話事業のクライアントに対して、インターネット上で利用することができる英語コミュニケーション能力測定テストや各種リーディング教材、英文添削コース等を販売し、総合的な英語コミュニケーション能力の向上をサポートしております。

また、平成18年11月より、「B u z z p l e(バズプル)」の名称でインターネット上に英語コンテンツを提供するサイトを立ち上げ、一般顧客に対して、当該サイトを介し英語学習教材等の販売を開始しております。

事業の系統図は、次のとおりであります。



(注) 当社では、英会話事業の受講生をクライアント、講師をインストラクターと呼んでおります。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

(平成18年12月31日現在)

| 従業員数 | 平均年齢 | 平均勤続年数 | 平均年間給与 |
|-----------|-------|--------|---------|
| 351人(41人) | 29.1歳 | 1年 8ヶ月 | 4,465千円 |

- (注) 1. 従業員数は就業人員数(契約社員数を含む)であります。
2. 従業員数欄の()外書は、最近1年間の臨時従業員の平均年間雇用人員数であります。
3. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。
4. 当事業年度において、従業員が110名増加しておりますが、その主な要因はL S新規開設によるものであります。
5. 業務委託契約のインストラクター(講師)が、当事業年度末現在において852名存在しておりますが、業務委託契約のため上記には含めておりません

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係については円滑円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国の経済は、好調な企業収益を背景とした設備投資の増加に加え、雇用・所得環境の改善に伴う個人消費の持ち直しなどにより、景気は継続して回復基調のなかで推移いたしました。

このような状況のなか、当社は引き続き、L S（ラーニングスタジオ）の新規開設による拠点エリアの拡大と、L Sの立地改善による規模拡大および利便性の向上に取り組んでまいりました。

また、より強固なブランドイメージの構築と認知度向上のため、交通広告とインターネット広告を活用したマーケティング活動を実施するとともに、サービスクオリティーの継続的向上のため、カウンセラーおよびインストラクター（講師）に対する各種研修を実施してまいりました。

一方、これまで培ってきたマンツーマンレッスンによる英会話教授法やITシステムといった強みを生かし、平成18年9月より、新たに小学生を対象としたマンツーマン英会話レッスンの提供を成城L F（ラーニングフィールド）にて開始いたしました。さらに、平成18年11月より「Buzzple（バズプル）」の名称でインターネット上に英語コンテンツを提供するサイトを立ち上げ、当該サイトを通じて英会話教材の販売を開始いたしました。

その結果、当事業年度の業績は、売上高7,656,325千円（前事業年度比38.7%増）、経常利益1,425,233千円（前事業年度比27.7%増）となり、特別利益として損害補償金57,357千円、特別損失として固定資産除却損54,300千円およびL S閉鎖損失引当金繰入額43,653千円を計上したことにより、当期純利益824,321千円（前事業年度は、2,867,120千円の損失）となりました。

当社のこれまでの業績推移は以下のとおりであります。なお、第6期(平成16年12月期)は、合併に伴い3ヶ月決算となっております。

(単位：千円)

| 回次 | 第3期 | 第4期 | 第5期 | 第6期 | 第7期 | 第8期 |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 決算年月 | 平成14年9月 | 平成15年9月 | 平成16年9月 | 平成16年12月 | 平成17年12月 | 平成18年12月 |
| 売上高 | 2,226,761 | 3,852,138 | 4,042,491 | 1,090,788 | 5,520,960 | 7,656,325 |
| 経常利益 | 200,225 | 1,431,180 | 1,004,404 | 274,392 | 1,115,902 | 1,425,233 |
| 当期純利益又は 当期純損失（ ） | 83,419 | 717,769 | 579,104 | 113,848 | 2,867,120 | 824,321 |
| クライアント数（単位：人） | 5,442 | 7,795 | 8,491 | 8,693 | 12,102 | 16,073 |
| ブース数（単位：ブース） | 216 | 344 | 431 | 442 | 485 | 583 |
| L S数 | 7 | 17 | 24 | 25 | 27 | 29 |
| L F数 | - | - | - | - | - | 1 |

(注) 当社では、大学生、社会人を対象としたスクールのことをL S（ラーニングスタジオ）、小学生を対象としたスクールのことをL F（ラーニングフィールド）と呼んでおります。

事業別の売上高は次のとおりであります。

(英会話事業)

英会話事業においては、新規開設による拠点エリアの拡大に加え、キッズ層へと顧客層の拡大を図ってまいりました。また、クライアント（受講生）が増加するなかで、L S規模の拡大とL Sの立地改善による利便性の向上を図ってまいりました。さらに、より満足度の高いサービスを提供するため、各種研修によるカウンセリングスキルの向上

と、インストラクター（講師）によるレッスンスキルの向上に努めてまいりました。

関東地区

1 L Sおよび1 L Fの新規開設と、4 L Sの立地改善を実施いたしました。

具体的には、6月に埼玉県かつ百貨店内への初開設となる大宮 L Sを新規開設したのを始めとして、同月に下北沢 L S、8月に表参道 L S、続いて9月には新宿 L S、成城 L Sの立地改善を実施する等、利便性の向上に努めてまいりました。また、9月には新たに小学生を対象としたマンツーマン英会話レッスンの提供を成城 L Fにて開始いたしました。

関西・中部地区

昨年度進出いたしました関西・中部地区においては、関西の旺盛な需要に応えるため、梅田 L S、心齋橋 L Sに続いて、3月に関西3 L S目となる茶屋町 L S、10月には兵庫県に初進出となる神戸 L Sを新規開設し、更なる認知度の向上と、利便性の高い環境作りに取り組んでまいりました。

地域別の実績値としては、24 L Sと1 L Fを開設している関東は、売上高6,406,353千円（英会話事業売上高比85.0%）、4 L Sを開設している関西は、売上高838,744千円（英会話事業売上高比11.1%）、1 L Sを開設している中部は、294,648千円（英会話事業売上高比3.9%）となりました。

また、規模別実績としては、大型 L Sが売上高の63.6%、小型 L Sが36.4%を占めております。

その結果、当事業年度の売上高は7,539,745千円となりました。

（注）当社では、20ブース以上の L Sを大型 L S、19ブース以下の L Sを小型 L Sとしております。

（その他事業）

その他事業においては、クライアントの英会話力向上をサポートするため、既存のオンライン英語学習教材に加えて、新たに「e - r e a d（リーディング学習教材）」等、オンラインコンテンツ商品のラインアップ増強を図ってまいりました。また、L Sでの英会話レッスンに加え、ビジネスセミナーの開催や、TOEIC IPテストの実施など、幅広い学習機会を提供してまいりました。

さらに、平成18年11月より、「B u z z p l e（バズブル）」の名称でインターネット上に英語コンテンツを提供するサイトを立ち上げ、一般顧客に対して、当該サイトを介し英語学習教材等の販売を開始いたしました。

その結果、当事業年度の売上高は116,580千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物は、前事業年度末に比べ2,246,509千円増加（前事業年度は1,896,841千円の増加）し、当事業年度末においては4,785,922千円となりました。当事業年度末における各キャッシュ・フローは次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動により得られた資金は2,407,026千円（前事業年度は2,215,657千円の収入）となりました。これは、主に法人税等の支払418,051千円があったものの、税引前当期純利益の計上1,384,637千円、前受金の増加930,622千円があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において投資活動により使用した資金は848,909千円（前事業年度は332,519千円の支出）となりました。これは、主に有形固定資産取得による支出499,017千円、敷金・保証金の差入による支出344,254千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において財務活動により得られた資金は688,393千円（前事業年度は13,702千円の収入）となりました。これは、東京証券取引所マザーズ市場への株式上場に伴う公募増資等の株式の発行による収入692,245千円、前事業年度末において未払いであった優先株式の発行に伴う支出3,852千円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産及び受注の状況

当社は英会話事業を主要な事業として行っていることから、生産及び受注に該当するものではありません。

(2) 販売実績

販売実績を事業別に示すと以下のとおりであります。

| 事業 | 当事業年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日) | |
|-------|--|----------|
| | 金額(千円) | 前年同期比(%) |
| 英会話事業 | 7,539,745 | 137.5 |
| その他事業 | 116,580 | 297.6 |
| 合計 | 7,656,325 | 138.7 |

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 英会話事業の販売実績を地域別、規模別に示すと以下のとおりであります。

イ) 地域別実績

| 地域 | 当事業年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日) | | | |
|------|--|-----------|-----------|----------|
| | 期末L S数 | 期末ブ ス数 | 売上高(千円) | 前年同期比(%) |
| 関東地区 | 25 (注) 3 | 457 (注) 3 | 6,406,353 | 132.5 |
| 中部地区 | 1 | 27 | 294,648 | 225.9 |
| 関西地区 | 4 | 99 | 838,744 | 162.8 |
| 合計 | 30 | 583 | 7,539,745 | 137.5 |

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社では、マンツーマン英会話レッスンを行うスペースをブースと呼んでおります。

3. 平成18年 9月より小学生を対象としたマンツーマン英会話レッスンの提供を当社L F (ラーニングフィールド)にて開始しており、当事業年度末現在、1L F (6ブース)となっております。

なお、期末L F数(期末L Fブース数)は、期末L S数(期末ブース数)に含まれます。

ロ) 規模別実績

| 規模 | 当事業年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日) | | | |
|-------|--|-----------|-----------|----------|
| | 期末L S数 | 期末ブ ス数 | 売上高(千円) | 前年同期比(%) |
| 大型L S | 13 | 378 | 4,795,683 | 140.9 |
| 小型L S | 17 (注) 4 | 205 (注) 4 | 2,744,062 | 132.1 |
| 合計 | 30 | 583 | 7,539,745 | 137.5 |

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社では、マンツーマン英会話レッスンを行うスペースをブースと呼んでおります。

3. 20ブース以上のL Sを大型L S、19ブース以下のL Sを小型L Sとしております。

4. 平成18年 9月より小学生を対象としたマンツーマン英会話レッスンの提供を当社L F (ラーニングフィールド)にて開始しており、当事業年度末現在、1L F (6ブース)となっております。

なお、期末L F数(期末L Fブース数)は、期末L S数(期末ブース数)に含まれます。

3 【対処すべき課題】

当社はこれまで競争の激しい外国語会話教室市場において、グループによるレッスンに対しての差別化を図るためマンツーマンによるレッスンに特化してまいりました。当社は今後、同業界での存在感を高め更なる成長を実現するために、より一層の差別化を図り、高付加価値のサービスの提供に努めてまいります。また、当社がこれまで培ってきた強みを生かし、顧客層を拡大することで更なる成長を図ってまいります。当社の対処方針および具体的な取組み状況は以下のとおりであります。

イ) サービスクオリティーの継続的向上

- ・積極的に研修活動を行っております。カウンセラーにはクライアントサービスおよびセールススキルを中心に、インストラクターにはクライアントサービスおよびレッスンスキルを中心に研修を行っております。
- ・インターネット上にクライアント専用サイト「my G a b a」を用意しております。これにより、L Sでのレッスンだけでは対応できないeラーニングやオンラインサービス等を提供することで、オフラインとオンラインの融合を目指し、より付加価値の高いサービスの提供を行ってまいります。
- ・クライアントの声を生かしサービスの改善を図っております。「my G a b a」より、クライアントがメールにて各種の意見を送信できるようになっており、その意見を直接本社の担当部門が集計し、ダイレクトに会社運営に反映させております。また、クライアントから直接意見を聞く場を設け、クライアントからの意見を会社経営に反映させることにより、サービスクオリティーの継続的な向上に取り組んでおります。

ロ) L S (ラーニングスタジオ) 未開設地域への進出

- ・L S 未開設地域への進出を進めてまいります。L S 開設方針に「3 C」(便利な: Convenient、快適な: Comfortable、一度来たらまた来たくなるような: Compelling)を掲げ、当該開設方針に適った立地へ進出することで、競合他社との差別化を図ると同時に、効率的なマーケティング活動により、認知度の向上に努めてまいります。

ハ) 経営効率の継続的改善

- ・マーケティング効率の向上を図るために、媒体毎の反響からそれぞれの経済性を分析し、効率のよいメディアミックスの追求に取り組んでおります。
- ・利益率の維持と更なる向上のために、L Sの開設、閉鎖および増床の最適なタイミングの判断に努めております。
- ・ITを積極的に活用しており、「G a b a w e b」と呼ばれる基幹業務システムを内製しております。当該システムは、社内の業務管理を目的としたものであり、クライアント管理だけでなく経理・財務等の業務管理にも対応しております。当該システムの活用、改善等により、今後も継続的に経営効率の改善を図ってまいります。

ニ) 顧客層の拡大

- ・当社ではこれまで培ってきたマンツーマンレッスンによる英会話教授法やITシステムといった強みを生かし、新たに小学生を対象としたマンツーマン英会話レッスンの提供を当社L F (ラーニングフィールド)にて平成18年9月より開始しております。今後につきましては、小学生のみならずシニア層に向けたサービスの開発を検討しており、より幅広く顧客層の拡大を図ってまいります。

ホ) メンバーシップサイトの拡充

- ・インターネットを活用した販売チャネルの開拓およびマーケティングをさらに推進するため、インターネット上に英語コンテンツを提供するサイト「B u z z p l e (バズブル)」を平成18年11月に立ち上げました。当該サイトにてメンバーを募集し、一般顧客への「G a b a」ブランドの浸透を図ると同時に教材を販売しております。さらに、メンバー数が拡大するに従い、様々な英語関連サービスを順次展開することを検討しております。

(注) 当社では、大学生、社会人を対象としたスクールのことをL S (ラーニングスタジオ)、小学生を対象としたスクールのことをL F (ラーニングフィールド)と呼んでおります。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関するリスク要因となる可能性のあると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも事業展開上のリスクに該当しない事項についても、投資者の投資判断において重要と考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。なお、当社はこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、その発生の回避および発生した場合の対応に努める方針であります。当社株式に関する投資判断は、本項および本項以外の記載内容を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、以下の記載は当社株式への投資に関するリスクをすべて網羅するものでありませんので、この点にご留意ください。

なお、以下の記載事項および本項以外の記載事項は、特に断りがない限り、「本書」提出日現在の事項であり、将来に関する事項は提出日現在において当社が判断したものであります。

当社の沿革について

(イ) 実質上の存続会社について

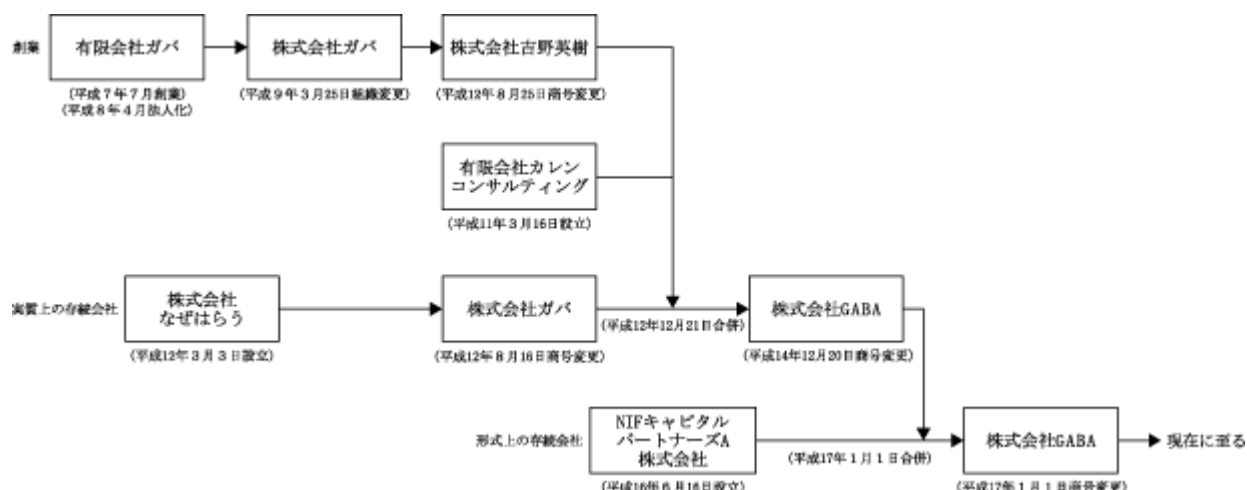
当社の前々身である有限会社ガバは、日本における英語教育の改革を目指し、平成7年7月に外国語会話のインストラクターをデータベース化し、全国各地の受講希望者とマッチングさせるという斡旋事業を目的として創業され、平成8年4月に有限会社として設立(平成9年3月に株式会社ガバに組織変更、その後、平成12年8月に株式会社吉野英樹に商号変更)されました。

一方、インターネットプロバイダー事業を行うために平成12年3月に設立された株式会社なげはらう(平成12年8月に株式会社ガバに商号変更)は、当該事業の存続を断念した後、平成12年12月にグループ経営の健全化、合理化に向け、株式会社吉野英樹およびコンサルティング事業を行っていた有限会社カレンコンサルティングを吸収合併し、英会話事業を継承いたしました。さらに、平成13年3月より、株式会社ガバは「G a b aマンツーマン英会話」の名称で、インストラクター(講師)1人に対しクライアント(受講生)1人によるマンツーマンレッスン専門の英会話スクールの運営を開始し、平成14年12月には株式会社G A B A(以下、旧株式会社G A B Aといいます)と商号変更しております。

その後、当社(形式上の存続会社 平成16年6月16日設立 設立時の商号はN I FキャピタルパートナーズA株式会社)は、青野伸達(現当社代表取締役社長)を中心とした現経営陣によるM B O(マネジメント・バイ・アウト)のための受け皿会社として設立されました。平成17年1月1日に、当社は旧株式会社G A B Aを吸収合併して事業を引き継ぎ、同日商号を株式会社G A B Aに変更し、現在に至っております。合併前の当社は、エヌ・アイ・エフベンチャーズ株式会社(現エヌ・アイ・エフS M B Cベンチャーズ株式会社)がM B O(マネジメント・バイ・アウト)のために設立した受け皿会社でありますので、以下における平成17年1月1日の合併以前の事項につきましては、別段の記述がない限り実質上の存続会社である旧株式会社G A B Aについて記載しております。また、事業年度の期数は、実質上の存続会社である旧株式会社G A B Aの期数を継承しており、平成17年1月1日より始まる事業年度を第7期としております。

(注) 当社では、英会話レッスンの講師をインストラクター、受講生をクライアントと呼んでおります。

当社の設立から現在に至るまでの沿革を図示いたしますと、次のようになります。



(ロ) MBO(マネジメント・バイ・アウト)の経緯について

平成16年上半年期において、旧株式会社GABAの大株主であった吉野英樹氏等によってエヌ・アイ・エフベンチャーズ株式会社(現エヌ・アイ・エフSMB Cベンチャーズ株式会社)に対し同社株式の売却の申し込みが行われました。吉野英樹氏等の所有する旧株式会社GABAの株式は、英会話事業の将来性に着目した現在の代表取締役社長である青野仲達を中心とした現経営陣により同事業を引き継ぐことを目的としたMBO(マネジメント・バイ・アウト)を実行するため、平成16年6月29日および平成16年6月30日、エヌ・アイ・エフベンチャーズ株式会社(現エヌ・アイ・エフSMB Cベンチャーズ株式会社)の子会社であるNIFキャピタルマネジメント株式会社が運営するテイクオフジャパン1号投資事業有限責任組合(以下、本項において同ファンドといいます)および同ファンドがMBO(マネジメント・バイ・アウト)のための受け皿会社として設立した当社(当時NIFキャピタルパートナーズA株式会社)により取得されております。

その後、平成17年1月1日に当社を存続会社として、旧株式会社GABAを吸収合併し、同日、当社は商号をNIFキャピタルパートナーズA株式会社から株式会社GABAに変更し、現在に至っております。

(単位：株、%)

| 当社(N I F キャピタルパートナーズ A 株式会社) | | |
|--------------------------------|-------------|-------|
| 株主 | 平成16年12月31日 | |
| | 株数 | 比率 |
| テイクオフジャパン 1号投資事業有限責任組合 | 200 | 100.0 |

合併・商号変更

(単位：株、%)

| 当社(株式会社 G A B A) | | |
|------------------------|-------------|-------|
| 株主 | 平成17年 1月 1日 | |
| | 株数 | 比率 |
| テイクオフジャパン 1号投資事業有限責任組合 | 5,000 | 100.0 |

(単位：株、%)

| 旧株式会社 G A B A | | | | | | | | |
|---------------------------------|------------------|-----------------|------------------|-----------------|-------------|-------|-------------|-------|
| 株主 | 平成16年 6月28日 | | 平成16年 6月29日 | | 平成16年 6月30日 | | 平成16年12月31日 | |
| | 株数 | 比率 | 株数 | 比率 | 株数 | 比率 | 株数 | 比率 |
| 吉野英樹 | 1,660 (60) | 34.9 (1.3) | 800 (60) | 16.8 (1.3) | - | - | - | - |
| 吉野カレン | 1,664 (264) | 35.0 (5.5) | 781 (264) | 16.4 (5.5) | - | - | - | - |
| 重田康光 | 1,206 (736) | 25.3 (15.5) | 1,206 (736) | 25.3 (15.5) | - | - | - | - |
| テイクオフジャパン 1号投資事業有限責任組合 | - | - | 1,743 | 36.6 | 1,743 | 36.6 | 1,743 | 38.5 |
| 当社(当時 N I F キャピタルパートナーズ A 株式会社) | - | - | - | - | 2,787 | 58.6 | 2,787 | 61.5 |
| 自己株式 | 230 | 4.8 | 230 | 4.8 | 230 | 4.8 | - | - |
| 合計 | 4,760 (1,060) | 100.0 (22.3) | 4,760 (1,060) | 100.0 (22.3) | 4,760 | 100.0 | 4,530 | 100.0 |

- (注) 1. ()内の数字は、潜在株式数およびその所有比率であり、内数であります。
2. 吉野英樹および吉野カレンは当社の前々身である有限会社ガバの創業者であります。
3. 旧株式会社 G A B Aの所有していた自己株式230株については合併に先立ち平成16年11月25日に消却しております。
4. 平成16年 6月30日に、吉野英樹氏による新株予約権の行使により60株、吉野カレン氏および重田康光氏による新株引受権の行使により264株および736株の株式が増加しております。
5. 合併に伴い、旧株式会社 G A B Aの株式1,743株に対し、当社(当時 N I F キャピタルパートナーズ A 株式会社)の株式 4,800株を割当てております。当社の所有していた旧株式会社 G A B Aの株式2,787株については合併時に消却しております。

その後、同ファンドの所有する株式は平成17年 3月31日付で当社取締役 2名ならびに当社従業員 8名に譲渡されております。また、旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、平成17年 3月30日開催の臨時株主総会にて新株予約権の発行を決議し、平成17年 4月12日および平成17年 7月20日に割当を行っております。

平成17年 7月20日時点における潜在株式数を含めた当社普通株式数およびその所有比率は以下のとおりであります。

(単位：株、%)

| 株主 | 株数 | 比率 |
|------------------------|----------------|--------------|
| テイクオフジャパン 1号投資事業有限責任組合 | 19,264 | 77.1 |
| 当社代表取締役社長 青野仲達 | 1,129 (929) | 4.5 (3.7) |

| | | |
|---------------|-------------------|-----------------|
| 当社取締役副社長 須原清貴 | 962 (800) | 3.9 (3.2) |
| 当社従業員 槇島俊幸 | 576 (470) | 2.3 (1.9) |
| その他当社従業員210名 | 3,044 (2,776) | 12.2 (11.1) |
| 合計 | 24,975 (4,975) | 100.0 (19.9) |

- (注) 1. ()内の数字は、潜在株式数およびその所有比率であり、内数であります。
2. 槇島俊幸は平成18年5月17日付で、当社取締役となっております。
3. 平成17年3月28日付の株式分割(1:4)により、15,000株増加しております。

エヌ・アイ・エフSMB Cベンチャーズ株式会社との人的関係について

当事業年度末現在、潜在株式を含めた当社普通株式の49.4% (潜在株式を除いた当社普通株式の64.6%) をテイクオフジャパン1号投資事業組合が保有しております。同組合にはエヌ・アイ・エフSMB Cベンチャーズ株式会社および同社の子会社で同組合を運営するNIFキャピタルマネジメント株式会社が出資しており、当社取締役5名のうち1名をエヌ・アイ・エフSMB Cベンチャーズ株式会社から、当社の業務遂行に資する意見を得るため、招聘しております。なお、従業員の出向および出向受け入れはありません。

当社の事業展開におけるリスクについて

(イ) 外国語会話教室市場の動向と競合の状況について

経済産業省の「特定サービス産業動態統計」によれば、外国語会話教室の受講生数は増加し続けておりますが、最近2年間の新規入学者数は前期比で減少しております。一方、調査企業の当該事業を営む事業所数は増加しており、外国語会話教室運営企業間の受講生獲得競争は激しくなっていると考えられます。また、外国語を話すことができれば個人でも教室を開設することが可能であり、新規参入が比較的容易な市場であります。こうした競争の激しい外国語会話教室市場において、複数の生徒に1名のインストラクターによるグループレッスンに対し、当社は差別化を図るためマンツーマンによるレッスンに特化してまいりました。

当社は今後も、同業界での存在感を高め、更なる成長を実現するために、より一層の差別化を図り、クライアントへの高付加価値のサービスを提供してまいります。しかしながら、当該外国語会話教室市場の市場規模が急速に縮小した場合や、市場内での新規参入が今後活発になり競争激化による低価格競争に陥った場合等には、大手業者と比較して規模の小さい当社は不利になる可能性があり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社はマンツーマンによるレッスンに特化していることから、マンツーマンによるレッスンの当該市場における評価が著しく低下した場合、あるいはマンツーマンレッスンに特化した有力な競合企業が現れた場合等には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(ロ) L S (ラーニングスタジオ) の開設および立地改善について

当社は現在、首都圏および関西(大阪市、神戸市)、中部(名古屋市)を中心にL Sの開設を行っておりますが、開設方針として、駅近隣の立地であること、物件のグレードが高いこと、貸室㎡単価が周辺相場に比べ割安な物件であること、物件面積では100~400㎡程度であることを重視しております。

L Sの新規開設にあたっては、関西・中部地区の大規模ターミナル駅周辺を筆頭に、日本全国の主要都市の中から、人口、経済規模等を勘案し、集客予想を立て、当社の開設方針に基づき、優先順位付けを行っております。優先順位上位の都市では、新築から数年以内の物件を中心に、駅前・繁華街・ビジネス街等の好立地であることを条件に開設を進めていきます。すでに開設が進んでいる首都圏については、都内大規模再開発地区や郊外を中心とした未開設地域への進出に加え、キャパシティの増加およびブランド力向上を図るために、継続的に既存L Sの立地改善等も進めていく計画です。

しかしながら、開設予定地における物件の確保が計画通り進まない等の理由により、新たなL Sの開設または既存L Sの立地改善ができない場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(注) 当社では、各スクールのことをL S (ラーニングスタジオ) と呼んでおります。

(ハ) 基幹業務システム「G a b a w e b」への依存について

当社の社内の業務管理は当社の基幹業務システムである「G a b a w e b」に大きく依存していることから、稼働しているサーバーの故障などに備えるためデータベースとサーバーの管理を外部に委託しており、データバックアップの定期的な保持および地震などの災害からの影響を軽減させる体制を整備しております。

また、当社では有能なシステムエンジニアを採用し、当該基幹業務システムの構築・運営・管理は当社のIT部門で行っております。当社ではこのように、基幹業務システム保持の体制を整備しておりますが、万が一、何らかの理由により、サーバーが同時に停止した場合等には、当社の業務に支障をきたすこととなり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(ニ) インストラクター(講師)の確保について

現在、当社はマンツーマン形式の英会話レッスンのみを提供しており、当該英会話レッスン方法では、クライアントの各個人のニーズに合わせたレッスン提供の体制が必須と考えております。従いまして、当社では、50カ国以上の国籍の、様々な経歴を持つインストラクターを、主に業務委託契約により確保しており、また、インストラクター全員がネイティブレベルであることはもちろんのこと、知識、教養、柔軟性を兼ね備えていることを業務委託契約締結時に書類チェック、面接をととして確認しております。

当社では、インストラクターとは期間を限定した契約を締結しており、クライアント数に応じてインストラクターの総数をコントロールしております。当社が当事業年度に新たに締結した業務委託先インストラクター数は841名、業務委託契約が終了かつ再契約されなかったインストラクター数は601名あり、当事業年度末現在852名のインストラクターと業務委託契約を締結しております。

今後の業容拡大によるクライアント数の伸長に伴い、インストラクター数を増加させ、十分なレッスン数の供給に取り組んでおりますが、予想以上の入会者数の獲得やレッスン需要の季節変動等によりレッスン需要の急激な増加があった場合、当社の認定基準を満たすインストラクターを必要数確保できない可能性があります。さらに、業務委託という関係上、各インストラクターによる提供レッスン数に依存するため、安定的にレッスン提供を得られる保証がなく、クライアントからの需要に応じたレッスン数の供給ができない可能性があります。これらの可能性が顕在化し、レッスンの供給不足が生じた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(ホ) 法的規制等について

当社の事業展開における法的規制等の概要は以下のとおりであります。

(労働基準法等)

労働基準法は、労働者の労働条件の最低基準を定めた法律であり、同法の「労働者」の雇用主は、同法に基づく義務のほか、労働保険・社会保険の保険料に関する負担義務、労働安全衛生法上の義務等を負うことになります。

当社では、前項「(二) インストラクター（講師）の確保について」に記載のとおり、インストラクターを確保する際、インストラクターとは業務委託契約を締結し、クライアントへのレッスン業務の提供を委託しております。当社からレッスンの時間・LSを指定することはないこと、業務委託契約においてそもそも一定の業務内容が規定されていること等に鑑み、当社は、現在において講師は労働基準法等の適用される「労働者」に該当しないものと考えております。

しかしながら、今後労働基準法等の適用される「労働者」に関する法令の改正、裁判例の変遷や行政当局による対応の変化が生じた場合等には、これに応じた対応を迫られ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

（出入国管理及び難民認定法）

出入国管理及び難民認定法は、外国人はいずれかの在留資格が付与されて初めて入国・在留が認められ、当該在留資格に定められた活動ができるものとしており、就労についても、認められるもの(人文知識・国際業務等)、原則として認められないもの(留学・就学等)、個々の許可内容によるもの(特定活動)等様々な在留資格が存在し、かかる在留資格の付与、および在留期間の更新は法務大臣の裁量に委ねられています。

当該法令の改正や裁判例の変遷が生じた場合のみならず、法務大臣の裁量権の範囲内において在留資格の付与・在留期間の更新等に関する方針の変更等が生じた場合においても、外国人の日本への入国・在留期間が現在よりも限定される可能性があり、かかる場合には当社の事業に必要なインストラクターの質・レッスンの量を確保することが困難となる等により当社の業務運営に支障をきたし、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

（下請代金支払遅延等防止法）

下請代金支払遅延等防止法は、下請代金の支払遅延等を防止することによって、親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめるとともに、下請事業者の利益を保護すること等を目的として、独占禁止法の特別法として制定されたものです。同法においては、同法の適用対象となる取引に関し、親事業者が発注に際し下請事業者に対して給付の内容等同法第3条第1項に定める事項を記載した書面(いわゆる3条書面)を交付すること、親事業者の禁止行為等が定められております。

当社によるインストラクターに対する英会話レッスンの提供業務の委託については、当社を親事業者、各インストラクターを下請事業者として同法の適用があり、当社は、インストラクターに3条書面を交付する等、同法及び関連法令の遵守に努めておりますが、今後かかる同法または関連法令の改正、行政当局による対応の変化が生じた場合には、新たな義務の遵守と、これに応じた対応を迫られ、システム対応等の費用負担が増加し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

（特定商取引に関する法律）

特定商取引に関する法律は、特定商取引(訪問販売、通信販売および電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引ならびに業務提供誘引販売取引をいう)を公正にし、および購入者等が受けることのある損害の防止を図ることにより、購入者等の利益を保護すること等を目的とするものであります。

当社によるクライアントへの英会話レッスンの提供は、同法における特定継続的役務取引に該当し、同法に基づく規制を受けております。

当社は、同法および関連法令が定める項目が記載された契約書面の交付、クーリング・オフへの対応等同法および関連法令の遵守に努めておりますが、今後同法または関連法令の改正等が生じた場合には、これに応じた対応を迫られ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、これまで、クーリング・オフによる大量の解約が発生した事実はありませんが、今後、大量の解約が

発生した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(不当景品類及び不当表示防止法)

不当景品類及び不当表示防止法は、不当な景品類および不当表示を規制の対象としております。「景品類」とはお客様を誘引する手段として直接的・間接的を問わず、事業者が自己の商品、役務の取引に付随して相手方に供給する物品、金銭、その他の経済上の利益であって、公正取引委員会が指定するものであります。

当社の販売促進行為の一環として販促グッズ等の景品類を用いることがあり、また広告等の表示による宣伝は、反響の大きい有効な手段であるため、当社では、不当な景品類や、不実の内容・誇大な表現による不当表示を排除し、不当景品類及び不当表示防止法に違反しないよう、十分に留意しております。

当社においては、上記法的規制の遵守を徹底しておりますが、万が一、広告等の内容が不実・誇大であるとみなされる事項があった場合等には、行政処分の対象となることがあり、その場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(個人情報の保護に関する法律)

個人情報の保護に関する法律は、個人情報の適正な取扱いに関し、国および地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする法律であります。

当社は、クライアントの個人情報を保有、管理しており、同法に定められる個人情報取扱事業者として、同法および関連法令ならびに当社に適用される関連ガイドラインの適用を受けております。

当社は、個人情報保護規程の制定等、同法および関連法令ならびに当社に適用される関連ガイドラインの遵守に努めるとともに、個人情報保護のための体制を整えているものと認識しておりますが、不測の事態によって当社が保有する個人情報につき漏洩、改ざん、不正使用等が生じた場合には、適切な対応を行うための相当なコストの負担、当社の信用の低下、当社に対する損害賠償請求等によって、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(雇用保険法に基づく教育訓練給付金制度について)

当社では、雇用保険法に基づいた「教育訓練給付金制度(注)」の適用を受けた講座を提供しており、当事業年度における売上高に占める割合は約3割となっております。従いまして、当社の講座が何らかの理由により同制度による厚生労働大臣の指定を受けられなくなった場合、同制度によって給付される金額が変更されるなど制度の内容が変更された場合あるいは制度自体が廃止された場合等には、クライアント数が大きく変動し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、平成19年3月23日現在、厚生労働省は教育訓練給付金制度の見直しを含む雇用保険法等の一部を改正する方針であり、「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が平成19年3月20日に衆議院の審議を経て可決されております。この改正により、当該制度は加入期間による差をなくし「加入期間3年以上、給付率2割」に統一する一方、初めて給付を受ける人のみは、当面の間、受給要件を「加入期間1年以上」に緩和するという内容に変更される見込みであります。

(注) 教育訓練給付金制度とは、働く人の主体的な能力開発の取り組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とした雇用保険法に基づく給付制度であります。当該制度は、平成10年12月から開始され、当初、対象者は同法で定める支給要件期間(*)が5年以上ある方で、厚生労働大臣の指定のある教育訓練講座を受講し修了した場合、支払った受講料の80%(上限30万円)がハローワークから支給されるというものでありましたが、雇用保険法が改正され、平成15年5月1日より、同じく支給要件期間が

5年以上ある方の場合で、給付金の給付率が支払った受講料の40%、給付上限額が20万円にそれぞれ引き下げられております。なお、同時に支給要件期間が5年未満でも支給される方向での改正も同時に行われており、本書提出日現在、支給要件期間と給付率及び上限額は、以下のとおりであります。

| 支給要件期間 | 3年以上 5年未満 | 5年以上 |
|--------|--------------|------|
| 給付率 | 20% | 40% |
| 上限額 | 10万円 | 20万円 |

(*) 「支給要件期間」とは、原則として、受講開始日までの間に同一の事業主の雇用保険の適用事業に引き続いて被保険者(一般被保険者または短期雇用特例被保険者)として雇用された期間をいいます。

(へ) ブランドが毀損するリスクについて

当社は、競争の激しい外国語会話教室市場において、マンツーマンによるレッスンに特化した差別化戦略を採用しており、競合企業への対応策としてブランド価値を重視した経営を行っております。当社は、ブランド戦略において、ターゲットとするクライアント層に対するサービスクオリティーの継続的向上に資するために、インストラクターやカウンセラーに対する積極的な研修を行うとともに、クライアントからの各種意見を経営に反映させるよう努めております。また、全てのLSは「G a b a」ブランドのもと、ハイグレードで利便性の高い物件を厳選し、内装にも注力することでハイセンスな雰囲気演出に努めております。「G a b a」ブランドの浸透には広告・マーケティング戦略が有効であるとの判断から、最近の当社の広告宣伝費は増加傾向にあり、今後もターゲット層への訴求効果が高いと思われる広告戦略に注力し、積極的に広告活動を実施していく方針であります。

このように当社では、各種取り組みを行い、ブランドイメージの向上および浸透に努めておりますが、当社の広告活動等において予想どおりの効果が得られる保証はなく、また、今後、当社にクライアントやインストラクター等との重大なトラブル、係争もしくは法令違反等が発生あるいは判明した場合、またはインターネットやマスコミ報道等の内容によっては、当社のブランドイメージへの社会的評価が低下し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、他社が提供する「G a b a」に類似した名称等の商品またはサービスが何らかの社会問題を引き起こした場合、当社のブランドイメージが損なわれ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(ト) 知的財産権について

当社は、前項「(へ) ブランドが毀損するリスクについて」に記載のブランド戦略のもと、積極的な商標権の登録を行っております。ただし、当社ロゴについて当社が保有する商標権のうち、一部の商標権(登録番号第4803256号および第4803262号の商標権。以下、「当社商標権」といいます)は、当社ロゴと類似の登録商標にかかる商標権(登録番号第3113061号、第4636946号および第4636959号の商標権。以下「第三者商標権」といいます)を保有する第三者から譲り受けたものであり、当該譲り受けに際して、当社は当該第三者との間で、「『ガバ』ないし『G A B A』の文字を含む標章を商標として使用する場合には」、第三者商標権との混同を避けるため、当社ロゴの文字部分と「同一の書体の商標以外は使用しない」旨を含む合意(以下「本件合意」といいます)をしております。本件合意に基づき、当社は、「ガバ」の呼称を生ずる部分を含む標章を商標として使用する場合には、原則として、当該部分について当社ロゴの文字部分と同一の書体の文字を用いる運用をすべきものと理解しております。

当社は、自社開発・設計しているプログラムやソフトウェアにつき、いわゆる公知の基礎技術を改良または組み合わせることにより構築する方針を採用しており、現在のところ第三者の特許権・実用新案権を侵害して

いる事実を認識しておりません。

現在において、その他著作権を含む知的財産権の侵害等を理由とする第三者による請求等を受けておりませんが、当社の知的財産権等に関する理解、調査、管理等が必ずしも正確かつ十分である保証はなく、知的財産権の侵害等を理由に、損害賠償あるいはシステム等の使用差止等を第三者から請求された場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(チ) 新たな事業展開について

当社は、「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載いたしましたとおり、顧客層の拡大と収益源の多様化を目的として新たな事業展開を推進しております。

第1に、これまでは20～30代の有職者を中心にサービスを提供してきましたが、平成18年9月より小学生を対象としたマンツーマンスタイルでの英会話レッスンの提供を、当社L F（ラーニングフィールド）にて開始しております。

第2に、インターネットを活用した販売チャネルの開拓およびマーケティングをさらに推進するため、インターネット上に英語コンテンツを提供するサイト「B u z z p l e（バズプル）」を平成18年11月に立ち上げました。当該サイトにてメンバーを募集し、一般顧客への「G a b a」ブランドの浸透を図ると同時に教材の販売を開始しております。さらに、メンバー数が拡大するに従い、様々な英語関連サービスを順次展開することも検討しております。

これらの新たな事業展開について当社の想定どおりの事業成績を達成できる保証はなく、事業展開が当社の計画通り進まなかった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(注) 当社では、小学生向けのスクールのことをL F（ラーニングフィールド）と呼んでおります。

経営成績及び財政状態について

(イ) 過去の業績推移について

当社のこれまでの業績推移は以下のとおりであります。なお、第6期(平成16年12月期)は、合併に伴い3ヶ月決算となっておりますので、期間比較を行う場合にはこの点に十分留意する必要があります。

(単位：千円)

| 回次 | 第3期 | 第4期 | 第5期 | 第6期 | 第7期 | 第8期 |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 決算年月 | 平成14年9月 | 平成15年9月 | 平成16年9月 | 平成16年12月 | 平成17年12月 | 平成18年12月 |
| 売上高 | 2,226,761 | 3,852,138 | 4,042,491 | 1,090,788 | 5,520,960 | 7,656,325 |
| 経常利益 | 200,225 | 1,431,180 | 1,004,404 | 274,392 | 1,115,902 | 1,425,233 |
| 当期純利益又は当期純損失 () | 83,419 | 717,769 | 579,104 | 113,848 | 2,867,120 | 824,321 |
| クライアント数(単位：人) | 5,442 | 7,795 | 8,491 | 8,693 | 12,102 | 16,073 |
| ブース数(単位：ブース) | 216 | 344 | 431 | 442 | 485 | 583 |
| L S数 | 7 | 17 | 24 | 25 | 27 | 29 |
| L F数 | - | - | - | - | - | 1 |

主な業績変動の要因は以下のとおりであります。

平成14年9月期

売上高は前期比152.2%増加し、2,226,761千円と順調に推移いたしました。吉祥寺、銀座一丁目L Sを新設する一方で、本社ビルの集約、子会社の清算、不採算スクールの閉鎖等の経営合理化を行い、経常利益200,225千円という結果になりました。このような経営合理化等に伴い、特別損失を51,011千円計上し、当期純利益は83,419千円となりました。

平成15年9月期

平成15年5月1日より教育訓練給付金制度が改正され、支給要件期間が5年以上の場合における受講修了者に対する支給額が、受講料の80%(上限30万円)から受講料の40%(上限20万円)に引き下げられましたが、当該制度変更直前の駆け込み需要によって多数の受講を獲得することができたことにより、売上高は前期比73.0%増加し、3,852,138千円と順調に推移いたしました。また、東京L S等の11L Sを新規開設する一方、新宿西口L Sを閉鎖し、経常利益1,431,180千円という結果になりました。新宿西口L S閉鎖等に伴い、特別損失を27,459千円計上し、当期純利益は717,769千円となりました。

平成16年9月期

売上高は前期比4.9%増加し、4,042,491千円となりました。平成15年5月の教育訓練給付金制度の改正による駆け込み需要による売上貢献が解消され、売上・利益水準が平常化いたしました。また、青葉台をはじめとする東京近郊における7L Sの新規開設コストが上乘せされ、L S人員・本社人員にも積極的な投資を行ったため、利益率が低下し、経常利益1,004,404千円、当期純利益は579,104千円となりました。

平成16年12月期

当社(当時N I F キャピタルパートナーズA株式会社)による吸収合併のため、旧株式会社G A B Aにおける平成16年12月期は3ヶ月決算となっております。品川L Sの新規開設が貢献し、売上高は1,090,788千円となりましたが、東京都心地区においてレッスン稼働率の低下も見られ、経常利益274,392千円という結果になりました。そのため、池袋L S、銀座一丁目L S、赤坂見附L S、六本木L S、広尾L Sの計5L Sに関し、移転もしくは移転統合を決定し、その除却処理のため特別損失を84,493千円計上し、当期純利益は113,848千円となりました。

平成17年12月期

当期首に当社(当時N I F キャピタルパートナーズA株式会社)が、旧株式会社G A B Aを吸収合併いたしました。英会話事業においては、4 L Sの新規開設、3 L Sの拡張移転、2 L Sの統合を実施すると共に、広告による幅広い年齢層への認知度向上に注力したことが売上高増加に繋がりました。また、その他事業においては、インターネット上で利用できる英語学習教材等の販売を開始いたしました。

経営成績は、売上高5,520,960千円、経常利益1,115,902千円となりましたが、特別損失として、当社(当時N I F キャピタルパートナーズA株式会社)と旧株式会社G A B Aとの合併に伴う抱合せ株式消却損3,485,479千円、L S移転・統合による固定資産除却損等95,256千円を計上した結果、当期純損失は2,867,120千円となりました。なお、抱合せ株式消却損は、当社が旧株式会社G A B Aとの合併時(平成17年1月1日)に保有していた旧株式会社G A B A株式2,787株の消却により発生したものであります。

平成18年12月期

英会話事業では3 L Sを新規開設、4 L Sの立地改善を行うことにより、規模拡大および利便性の向上に取り組んでまいりました。また、強固なブランドイメージの構築と認知度向上のため、交通広告とインターネット広告を活用したマーケティング活動を実施するとともに、サービスクオリティーの継続的向上のため、カウンセラーおよびインストラクター(講師)に対する各種研修を実施してまいりました。一方、これまで培ってきたマンツーマンレッスンによる英会話レッスンの会話教授法やI Tシステムといった強みを生かし、平成18年9月より、新たに小学生を対象とした英会話レッスンの提供を成城L F(ラーニングフィールド)にて開始いたしました。

その他事業においては、クライアントの英会話力向上をサポートするため、商品ラインアップの増強を図りました。さらに、平成18年11月より「B u z z p l e(バズブル)」の名称でインターネット上に英語コンテンツを提供するサイトを立ち上げ、当該サイトを通じて英会話教材の販売を開始いたしました。

経営成績は、売上高7,656,325千円、経常利益1,425,233千円となりましたが、特別利益として損害補償金57,357千円、特別損失としてL S閉鎖損失引当金繰入額43,653千円、固定資産除却損54,300千円を計上した結果、当期純利益は824,321千円となりました。

(ロ) 資本欠損・繰越利益剰余金のマイナスについて

前項「(イ)過去の業績推移について 平成17年12月期」に記載の抱合せ株式消却損3,485,479千円の計上により、前事業年度末現在の貸借対照表において3,019,897千円の資本欠損が生じております。なお、平成17年12月12日開催の臨時株主総会決議に基づく資本減少1,600,000千円および資本準備金の取崩し1,550,000千円により、平成18年1月24日付にてその他資本剰余金(資本金及び資本準備金減少差益)が3,150,000千円増加し、当該資本欠損は解消されており、当事業年度末現在、2,195,575千円の繰越利益剰余金がありますが、平成19年2月21日の取締役会決議により、その他資本剰余金(資本金及び資本準備金減少差益)を填補し、繰越利益剰余金のマイナスを解消しております。

(ハ) 前受金比率が高いことについて

当社のこれまでの前受金、総資産および総資産に対する前受金の比率の推移は次のとおりであります。

| 回次 | 第3期 | 第4期 | 第5期 | 第6期 | 第7期 | 第8期 |
|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 決算年月 | 平成14年9月 | 平成15年9月 | 平成16年9月 | 平成16年12月 | 平成17年12月 | 平成18年12月 |
| 前受金 (千円) | 984,676 | 1,457,077 | 1,732,751 | 1,736,100 | 2,912,419 | 3,843,042 |
| 総資産 (千円) | 1,652,658 | 3,577,325 | 3,246,636 | 3,483,388 | 4,165,442 | 7,022,859 |
| 前受金/総資産 (%) | 59.6 | 40.7 | 53.4 | 49.8 | 69.9 | 54.7 |

当社の属する外国語会話教室市場では、講座の受講期間が長期にわたるものもあるため、役務提供期間にわたって売上計上が行われ、申込み時に入金された受講料のうち未受講レッスン相当額が前受金として貸借対照表上の負債の部に計上されております。

当社には、最長300回(約2年間を想定)に及ぶ受講コースが存在し、最初に受け入れた受講料は前受金に計上され、その役務提供期間で経過期間に応じ売上高に計上されます。

クライアント数の増加等により前受金の金額は増加しており、総資産に対する比率も高水準で推移しております。それに伴い、短期間に多くのクライアントが大量の解約を行った場合等には、多額の前受金の返金が発生し、当社のキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

当社株式に関する事項について

(イ) 新株予約権の付与について

当社は、平成17年3月30日、平成17年8月25日、平成17年12月12日および平成18年1月18日の臨時株主総会において旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の発行に関する特別決議を行っております。

当該決議に基づく潜在株式数は当事業年度末現在13,316株(当社普通株式の発行済株式総数の30.9%)であり、新株予約権が行使された場合には、当社の株式価値は希薄化することになります。

(ロ) テイクオフジャパン1号投資事業有限責任組合の所有する株式の売却について

平成18年12月31日現在、潜在株式を含む当社普通株式の49.4%(潜在株式を除く当社普通株式の64.6%)を保有する同ファンドは、当社がMBO(マネジメント・バイ・アウト)を実施いたしました時から当社経営陣と協力関係を保ちながら、当社の株式公開を目指して協力してきた友好的パートナーであります。当該株式の売却が株式市場で行われた場合や、株式市場での売却の可能性が生じた場合には、当社株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。また、事業戦略上必要なアライアンス先への譲渡を行った場合でも当該譲渡先の保有株数や当社に対する方針によっては、当社の事業戦略等に影響を及ぼす可能性があります。

(ハ) 優先株式の発行について

当社は、財務体質強化のため、平成17年12月12日開催の臨時株主総会決議により、平成17年12月15日に第1回A種優先株式320株を発行しております。発行価額(払込金額)は1株当たり1,000万円であり、株式会社大和証券グループ本社(200株)および有限会社ジュピターインベストメント(注1)(120株)を引受先として、総額3,200百万円の資金を調達し、これにより当社の資本金および資本準備金の合計は同額増加しております。当該優先株式は、剰余金の配当、残余財産の分配について普通株式に優先し、剰余金の配当については、日本円TIBOR(12ヵ月物)に0.5%を加算した年率を優先配当年率として定められております。当該計算に基づいて算出された優先配当金の全部または一部を支払えない場合、当該不足額は翌事業年度以降に累積することとなっております。なお、当該優先株式の優先配当金、累積未払配当金ならびに残余財産の支払順位は、第一順位となっております。また、当該優先株式には取得請求権が付されており、優先株主から取得請求がなされた場合、取得請求日(毎年4月14日。ただし、当日が非営業日である場合は翌営業日)から30日以内に、取得請求がなされた優先株式数に1株当たりの取得価額(注2)を乗じた金額(ただし、分配可能額を超える場合は分配可能額の範囲内)で当該優先株式を取得することとなっております。なお、当該優先株式には普通株式への転換権は付与されていません。

このため、当該優先株式は、今後の当社の財政状態および普通株式の配当に影響を与えることとなります。当該優先株式の取得請求可能株式数は下表のとおりであります。

| 年月日 | 取得請求可能株式数(*) |
|--------------|--------------|
| 平成19年4月14日 | 90株 |
| 平成20年4月14日 | 240株 |
| 平成21年4月14日以降 | 320株 |

(*) 当該取得請求日までに当社により取得された当該優先株式の数が控除されます。

(注) 1. 有限会社ジュピターインベストメントは、The Goldman Sachs Group, Inc.が持分の100%を間接保有するゴールドマン・サックス・リアルティ・ジャパン有限会社が持分の100%を保有しております。

2. 1株につき当該優先株式の払込金額(1,000万円)の100%および当該優先株式の累積未払配当金相当額の合計額に、1株につき当該優先株式の優先配当金を取得請求日の属する事業年度の初日から取得請求日までの日数(初日および取得請求日を含む)で日割計算した額(円位未満少数第4位まで算出し、その少数第4位を切り上げる)を加算した額とする。ただし、当該事業年度において当該優先株式の優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(二) 優先株式の取得及び消却について

当社は優先株式の配当負担を軽減するため、取得条項に基づき平成19年2月21日開催の取締役会決議により前項「当社株式に関する事項について (八) 優先株式の発行について」に記載の優先株式の一部について、平成19年3月23日に下記のとおり取得(強制償還)いたしました。なお、取得した株式については、平成19年3月29日開催の取締役会決議により消却しております。

| 相手方 | 取得株式数 | 取得価額(千円) |
|-------------------|-------|----------|
| 株式会社大和証券グループ本社 | 58株 | 581,600円 |
| 有限会社ジュピターインベストメント | 35株 | 350,965円 |
| 合計 | 93株 | 932,565円 |

- (注) 1. 上記の取得株式数は第1回A種優先株式の発行済株式総数(320株)の29.06%であります。
2. 1株あたり取得価額は10,027,587円94.6銭であり、これは発行価額10,000,000円の100%に経過配当金相当額を加算した金額であります。

配当政策について

当社は、第4期(平成15年9月期)において、設立後初めて期末配当を実施し、1株当たり39,024円の配当をしましたが、第5期(平成16年9月期)以降については配当を実施しておりません。

当社は業容拡大のため積極的な新規LS開設と新規事業の立ち上げに伴う投資を計画し、これらの投資活動により、継続的な事業の成長を達成していきたいと考えております。加えて、前項「当社株式に関する事項について (八) 優先株式の発行について」に記載の優先株式の取得請求に対応するため、相当金額のキャッシュアウトを想定しております。

従いまして、当事業年度については普通株式への配当は行わず、今後の具体的な利益還元の水準については、経営成績および財政状態の推移や、投資等の実施状況および今後の計画を十分に勘案し内部留保とのバランスを考慮の上、取締役会決議により決定していく方針であります。なお、優先株式につきましては、平成19年2月21日開催の取締役会決議により、20,881千円(1株当たり65,254円80銭)の優先配当を実施いたしました。当該優先配当額は日本円TIBOR(12ヶ月物)に0.5%を加算した年率を優先配当年率としております。

なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当ができる旨を定款で定めております。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。財務諸表の作成にあたり、見積りが必要な事項につきましては、合理的な基準に基づき会計上の見積りおよび判断を行っております。また、実際の結果は見積りによる不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況の財務諸表「重要な会計方針」」に記載しております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(2) 経営成績の分析

売上高

当事業年度の売上高は7,656,325千円となり、前事業年度比38.7%の増加となりました。

売上高増加の主な要因は、英会話事業においては、L Sの新規開設による拠点エリアの拡大と利便性の向上に加え、ブランドイメージ構築と認知度向上のためのマーケティング活動に注力したことにより、クライアント数が前事業年度末と比較して大きく増加したことによるものです。また、その他事業においては、既存のオンラインコンテンツ商品に加えて、新たに「e - r e a d (リーディング学習教材)」等、ラインアップ増強を図ったことにより、売上高増加に貢献いたしました。

売上原価

売上原価は3,276,433千円となり、売上原価率では42.8%、前事業年度の43.7%と比較して0.9ポイントの減少となりました。これは当事業年度において、売上高に対する人件費およびL S賃料の比率が下回ったことが主な要因であります。

販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費は2,951,951千円となり、対売上高比率では38.5%、前事業年度の34.6%と比較して3.9ポイントの増加となりました。これは当事業年度において、認知度向上を目的としたマーケティング活動を実施したことにより売上高に対する広告費比率が21.7%となり、前事業年度の18.1%と比較して3.6ポイント増加したことが主な要因であります。

営業利益

上記の結果、当事業年度の営業利益は1,427,941千円となりました。また、売上高営業利益率では18.7%となり、前事業年度の21.7%と比較して3.0ポイントの減少となりました。

営業外損益

営業外収益は51,600千円となり、前事業年度比27.4%の増加となりました。

営業外費用は54,308千円となり、前事業年度比54.7%の減少となりました。これは、前事業年度において、借入金のリファイナンスに伴う支払手数料および借入金の期限前弁済等に伴う支払利息の発生があったことが主な要因であります。

経常利益

上記の結果、経常利益は1,425,233千円となりました。また、売上高経常利益率は18.6%となり、前事業年度の20.2%と比較して1.6ポイント低下となりました。

特別損益

特別利益は、損害補償金57,357千円を計上いたしました。

特別損失は、L S 移転・統合による固定資産除却損54,300千円およびL S 閉鎖損失引当金繰入額43,653千円を計上いたしました。

当期純利益

上記の結果、税引前当期純利益は1,384,637千円となり、法人税、住民税及び事業税619,341千円、法人税等調整額59,025千円を計上した結果、当期純利益は824,321千円となりました。

(3) 財政状態の分析

当事業年度末の総資産は7,022,859千円となり、対前事業年比2,857,417千円の増加となりました。

資産の状況

当事業年度末の流動資産は5,259,315千円となり、対前事業年比2,322,252千円の増加となりました。その主な要因は、契約件数増加による前受金の増加に伴い、現金及び預金が2,246,509千円増加したことに加え、繰延税金資産が60,203千円増加したことです。また、固定資産は1,763,544千円となり、対前事業年比535,164千円の増加となりました。その主な要因は、L S の新規開設および立地改善等に伴い、有形固定資産が314,314千円、敷金・保証金が273,894千円増加した一方、営業保証金の返還により66,734千円が減少したことです。

負債の状況

当事業年度末の流動負債は5,075,393千円となり、対前事業年比1,290,053千円の増加となりました。その主な要因は、契約件数の増加に伴い、前受金が930,622千円増加したことに加え、未払法人税等が202,301千円、当期より計上しております賞与引当金が129,299千円増加したことです。

純資産の状況

純資産合計は、当期純利益824,321千円を計上した他、株式上場に伴う公募増資等743,042千円の結果、1,947,466千円となりました。なお、当事業年度中に、資本金1,600,000千円、資本準備金1,550,000千円を取崩し、その他資本剰余金としております。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度は、3 L S (茶屋町 L S、大宮 L S、神戸 L S)、池袋 L S の別館となる池袋 L S アネックス、関西事務所を開設し、また小学生を対象としたマンツーマン英会話レッスンの提供を開始したことに伴い、成城 L F (ラーニングフィールド) を開設いたしました。加えて、4 L S (下北沢 L S、表参道 L S、新宿 L S、成城 L S) の移転により総額809,661千円の設備投資を実施いたしました。

(注) 上記の設備投資の額には、敷金・保証金が含まれております。

2 【主要な設備の状況】

各事業所の設備、投下資本ならびに従業員の配置状況は、次のとおりであります。

(平成18年12月31日現在)

| 事業所名 (所在地) | 事業の 部門別 の名称 | 設備の 内容 | 帳簿価額(千円) | | | | | 賃借料 (千円) | 従業員数 (人) |
|--------------------------------------|-------------------|-----------|---------------------|--------|----------------|-----------|--------|-------------|-------------|
| | | | 建物 (面積) | 構築物 | 工具 器具 備品 | 敷金 保証金 | 合計 | | |
| 渋谷 L S (東京都渋谷区) | 英会話 その他 | 教室設備 | 14,038 (220.68㎡) | 973 | 3,401 | 11,349 | 29,762 | 13,619 | 6 |
| 池袋 L S / 池袋 L S アネックス (東京都豊島区) | 英会話 その他 | 教室設備 | 33,464 (539.09㎡) | 683 | 14,397 | 46,903 | 95,448 | 47,246 | 15 |
| 横浜 L S (横浜市西区) | 英会話 その他 | 教室設備 | 27,900 (385.01㎡) | | 19,021 | 41,009 | 87,930 | 54,679 | 17 |
| 吉祥寺 L S (東京都武蔵野市) | 英会話 その他 | 教室設備 | 11,198 (182.15㎡) | 733 | 1,931 | 9,918 | 23,781 | 13,224 | 8 |
| 新宿南口 L S (東京都新宿区) | 英会話 その他 | 教室設備 | 23,884 (448.00㎡) | 269 | 33,432 | 40,656 | 98,242 | 40,656 | 17 |
| 溜池山王 L S (東京都港区) | 英会話 その他 | 教室設備 | 11,408 (195.64㎡) | 366 | 1,457 | 10,100 | 23,332 | 14,203 | 5 |
| 新橋汐留 L S (東京都港区) | 英会話 その他 | 教室設備 | 9,910 (67.73㎡) | 10,939 | 809 | 8,413 | 30,072 | 6,720 | 5 |
| 東京 L S (東京都中央区) | 英会話 その他 | 教室設備 | 16,806 (363.28㎡) | 453 | 4,696 | 35,300 | 57,255 | 30,360 | 14 |
| 自由が丘 L S (東京都目黒区) | 英会話 その他 | 教室設備 | 17,298 (135.30㎡) | 1,254 | 2,989 | 19,384 | 40,925 | 10,022 | 8 |
| 下北沢 L S (東京都世田谷区) | 英会話 その他 | 教室設備 | 15,437 (106.71㎡) | 2,045 | 11,251 | 8,909 | 37,643 | 8,909 | 5 |
| 表参道 L S (東京都港区) | 英会話 その他 | 教室設備 | 15,749 (160.25㎡) | 99 | 14,897 | 21,927 | 52,673 | 21,927 | 6 |
| 二子玉川 L S (東京都世田谷区) | 英会話 その他 | 教室設備 | 11,332 (120.25㎡) | 2,213 | 668 | 6,971 | 21,186 | 6,984 | 5 |
| 成城 L S (東京都世田谷区) | 英会話 その他 | 教室設備 | 19,339 (166.09㎡) | 931 | 15,193 | 22,608 | 58,072 | 18,086 | 6 |
| 広尾 L S (東京都港区) | 英会話 その他 | 教室設備 | 10,497 (56.12㎡) | 325 | 780 | 4,160 | 15,763 | 4,800 | 3 |
| 田町 L S (東京都港区) | 英会話 その他 | 教室設備 | 9,117 (169.85㎡) | 1,712 | 2,849 | 5,905 | 19,584 | 7,086 | 4 |
| 藤沢湘南 L S (神奈川県藤沢市) | 英会話 その他 | 教室設備 | 8,418 (126.12㎡) | 1,659 | 1,525 | 4,959 | 16,562 | 5,951 | 7 |
| 青葉台 L S (横浜市青葉区) | 英会話 その他 | 教室設備 | 11,743 (153.08㎡) | 1,669 | 1,888 | 5,093 | 20,395 | 6,111 | 4 |
| 三軒茶屋 L S (東京都世田谷区) | 英会話 その他 | 教室設備 | 7,649 (115.70㎡) | 5,825 | 1,741 | 3,200 | 18,415 | 4,800 | 4 |
| 目黒 L S (東京都品川区) | 英会話 その他 | 教室設備 | 10,947 (53.60㎡) | 190 | 1,939 | 6,716 | 19,793 | 9,004 | 7 |
| 新百合ヶ丘 L S (川崎市麻生区) | 英会話 その他 | 教室設備 | 11,601 (170.85㎡) | 544 | 2,404 | 8,200 | 22,751 | 8,200 | 4 |
| 品川 L S (東京都港区) | 英会話 その他 | 教室設備 | 18,390 (237.70㎡) | 143 | 6,847 | 18,005 | 43,386 | 22,327 | 8 |
| 梅田 L S (大阪市北区) | 英会話 その他 | 教室設備 | 24,923 (359.90㎡) | | 6,351 | 28,080 | 59,355 | 28,080 | 11 |
| 千葉 L S (千葉市中央区) | 英会話 その他 | 教室設備 | 8,973 (120.89㎡) | | 3,234 | 7,543 | 19,751 | 7,543 | 5 |
| 心齋橋 L S (大阪市中央区) | 英会話 その他 | 教室設備 | 26,753 (285.02㎡) | | 3,026 | 16,036 | 45,816 | 16,036 | 7 |

| | 事業の部門別の名称 | 設備の内容 | 帳簿価額(千円) | | | | | 賃借料(千円) | 従業員数(人) |
|--------------------|-----------|-------|-----------------------|--------|---------|---------|-----------|---------|---------|
| | | | 建物(面積) | 構築物 | 工具器具備品 | 敷金保証金 | 合計 | | |
| 栄LS (名古屋市中区) | 英会話その他 | 教室設備 | 27,937 (348.70㎡) | | 3,793 | 26,152 | 57,883 | 20,922 | 9 |
| 銀座LS (東京都中央区) | 英会話その他 | 教室設備 | 38,614 (367.00㎡) | 820 | 8,265 | 27,974 | 75,674 | 37,299 | 16 |
| 茶屋町LS (大阪市北区) | 英会話その他 | 教室設備 | 25,406 (276.13㎡) | 172 | 18,622 | 23,858 | 68,059 | 23,858 | 5 |
| 大宮LS (さいたま市大宮区) | 英会話その他 | 教室設備 | 16,680 (125.63㎡) | 1,198 | 11,269 | 5,700 | 34,848 | 8,664 | 5 |
| 神戸LS (神戸市中央区) | 英会話その他 | 教室設備 | 21,888 (330.00㎡) | 1,160 | 25,306 | 29,949 | 78,304 | 23,959 | 7 |
| 成城LF (東京都世田谷区) | 英会話その他 | 教室設備 | 18,660 (100.27㎡) | 494 | 13,505 | 14,558 | 47,219 | 11,646 | 6 |
| LS計 | | | 525,972 (6486.74㎡) | 36,878 | 237,501 | 519,543 | 1,319,895 | 532,930 | 229 |
| 本社 (東京都目黒区) | | 事務所 | 31,087 (341.83㎡) | | 95,713 | 17,042 | 143,843 | 36,874 | 121 |
| 関西事務所 (大阪市北区) | | 事務所 | 3,609 (113.52㎡) | | 721 | 4,313 | 8,643 | 6,469 | 1 |
| 合計 | | | 560,669 (6942.09㎡) | 36,878 | 333,936 | 540,898 | 1,472,382 | 576,274 | 351 |

- (注) 1. 金額は、帳簿価額であり、建設仮勘定は含まれておりません。
2. 従業員数は、就業人員数(契約社員数を含む)であります。
3. 上記記載金額には消費税等は含まれておりません。
4. 上記敷金・保証金には、社宅敷金は含まれておりません。
5. 賃借料は建物の賃借によるものであり、年額を記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当事業年度において確定した重要な設備の新設、改修、除却の計画は、次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

| 事業所名 (所在地) | 事業の部門別の名称 | 設備の内容 | 投資予定額(千円) | | 資金調達方法 | 着手及び完了予定 | |
|---------------------|-----------|-------|-----------|--------|------------|----------|---------|
| | | | 総額 | 既支払額 | | 着手 | 完了 |
| 名古屋LS (名古屋市西区) | 英会話その他 | 教室設備 | 108,409 | 48,409 | 自己資金及び増資資金 | 平成18年12月 | 平成19年1月 |
| 八王子LS (東京都八王子市) | 英会話その他 | 教室設備 | 69,660 | | 増資資金 | 平成19年2月 | 平成19年3月 |
| 北千住LS (東京都足立区) | 英会話その他 | 教室設備 | 41,486 | | 増資資金 | 平成19年3月 | 平成19年4月 |
| 二子玉川LS (東京都世田谷区) | 英会話その他 | 教室設備 | 68,268 | 26,128 | 増資資金 | 平成19年3月 | 平成19年4月 |
| 本社 (東京都目黒区) | | 事務所 | 170,826 | 36,331 | 自己資金 | 平成19年4月 | 平成19年5月 |
| 立川LS (東京都立川市) | 英会話その他 | 教室設備 | 40,000 | 2,500 | 自己資金及び増資資金 | 平成19年7月 | 平成19年8月 |

(注) 上記記載金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

| 事業所名 (所在地) | 事業の部門別の名称 | 設備の内容 | 帳簿価額(千円) | 除却等の年月日 |
|----------------------|------------|---------|----------|---------|
| 二子玉川L S (東京都世田谷区) | 英会話 その他 | 教室設備の除却 | 13,505 | 平成19年6月 |
| 下北沢L S (東京都世田谷区) | 英会話 その他 | 教室設備の除却 | 6,528 | 平成19年6月 |
| 表参道L S (東京都港区) | 英会話 その他 | 教室設備の除却 | 7,720 | 平成19年6月 |
| 本社5 F (東京都目黒区) | | 事務所の除却 | 5,098 | 平成19年6月 |

(注) 1. 上記記載金額には消費税等は含まれておりません。

2. 上記除却はL S移転および本社移転に伴うものであります。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|--------|-------------|
| 普通株式 | 160,960 |
| A種優先株式 | 320 |
| 計 | 161,280 |

【発行済株式】

| 種類 | 事業年度末現在 発行数(株) (平成18年12月31日) | 提出日現在 発行数(株) (平成19年3月29日) | 上場証券取引所名又は 登録証券業協会名 | 内容 |
|---------------|------------------------------------|---------------------------------|------------------------|------|
| 普通株式 | 43,052 | 43,384(注)1 | 東京証券取引所 (マザーズ) | (注)2 |
| 第1回 A種優先株式 | 320 | 227(注)4 | 非上場 | (注)3 |
| 計 | 43,372 | 43,611 | | |

(注) 1. 提出日現在の発行数には、平成19年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使(旧転換社債等の権利行使を含む。以下同様。)により発行された株式数は、含まれておりません。

2. 普通株式は完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

3. 第1回A種優先株式(平成17年12月15日発行、平成18年5月17日一部内容変更)の内容は次のとおりであります。

剰余金の配当

(a) 第1回A種優先配当金

当社は、剰余金の期末配当を行うときは、期末配当の基準日(以下「配当基準日」という。)における第1回A種優先株式を有する株主(以下「第1回A種優先株主」という。)または第1回A種優先株式の登録株式質権者(以下「第1回A種登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(実質株主を含む。以下、同じ。)および普通株式の登録株式質権者(以下併せて「普通株主等」という。)に先立ち、第1回A種優先株式1株につき下記(b)に定める額の剰余金を配当する(以下「第1回A種優先配当金」という。)。ただし、配当基準日の属する事業年度中に定められた別の基準日により、剰余金の配当を第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に行ったとき、または行うことが確定したときは、その額(以下「第1回A種期中優先配当金」という。)を控除した額とする。

(b) 第1回A種優先配当金の額

第1回A種優先配当金の額は、第1回A種優先株式の払込金額(1,000万円)に、それぞれの事業年度毎に下記の配当率(以下「第1回A種優先配当率」という。)を乗じて算出した額とする。第1回A種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。

第1回A種優先配当率は、()平成17年12月16日から平成17年12月末日までは年率0.56%とし、()下記に定義する配当率修正日から次の配当率修正日の前日までの各事業年度については、日本円TIBOR(12ヵ月物)に0.5%を加算した年率とする。第1回A種配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「配当率修正日」は、平成17年12月16日以降の毎年1月1日とする。

「日本円TIBOR(12ヵ月物)」とは、各配当年率修正日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)において、午前11時における日本円12ヵ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR(12ヵ月物)が公表されていない場合は、同日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時におけるユーロ円12ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR12ヵ月物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR(12ヵ月物)に代えて用いるものとする。

(c) 第1回A種優先中間配当金

当社は、剰余金の中間配当を行うときは、第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に対し、普通株主等に先立ち、第1回A種優先配当金の2分の1の金銭(以下「第1回A種優先中間配当金」という。)を支払う。

(d) 累積条項

当社は、ある事業年度において第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に対して第1回A種優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積し、累積した不足額(以下「第1回A種優先株式累積未払配当金」という。)については、翌事業年度における第1回A種優先配当金および普通株主等に対する剰余金の配当に先立ち、第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に対して支払うものとする。

(e) 非参加条項

第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に対しては、第1回A種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

残余財産の分配

当社は、残余財産の分配をするときは、普通株主等に先立ち、第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に対し、1株につき第1回A種優先株式の払込金額(1,000万円)および第1回A種優先株式累積未払配当金相当額の合計額に、1株につき残余財産の分配日の属する事業年度における第1回A種優先配当金を残余財産の分配日の属する事業年度の初日から残余財産の分配日まで(初日および分配日を含む。)で日割計算した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)を加算した額を支払う。ただし、当該事業年度において第1回A種期中優先配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配を行わない。

議決権

第1回A種優先株主は、株主総会における議決権を有しない。

株式の併合または分割

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第1回A種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

取得請求権

(a) 取得請求権

第1回A種優先株主は、下記(d)に定める取得請求可能株式数を限度として、第1回A種優先株式の全部または一部の取得請求をすることができるものとし、かかる請求がなされた場合、当社は、法令の定めに従い、取得手続を行い、各取得請求日から30日以内に取得価額の支払いを行うものとする。

(b) 取得価額

取得価額は、1株につき第1回A種優先株式の払込金額(1,000万円)の100%および第1回A種優先株式累積未払配当金相当額の合計額に、1株につき第1回A種優先配当金を取得請求日の属する事業年度の初日から取得請求日までの日数(初日および取得請求日を含む。)で日割計算した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)を加算した額とする。ただし、当該事業年度において第1回A種期中優先配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(c) 取得請求日

取得請求日は、毎年4月14日とする(ただし、当日が非営業日である場合、取得請求日は、その翌営業日とする。)。ただし、4月1日から取得請求日までの間に、取得請求日付けで取得請求する旨の申し出があった場合、取得請求日付けで取得請求がなされたものとみなす。

(d) 取得請求可能株式数

取得請求可能株式数は、()年度取得予定株式数(以下に定義される。)と()会社法第166条第1項に定める分配可能額で取得できる株式数のいずれか小さい方の株式数とする。

「年度取得予定株式数」は、

()平成19年の取得請求日になされる取得請求については、第1回A種優先株式の発行株式数の28.2%(90株)から当該取得請求日までに当社により取得された第1回A種優先株式の数を控除した数とし、

()平成20年の取得請求日になされる取得請求については、第1回A種優先株式の発行株式数の75.0%(240株)から当該取得請求日までに当社により取得された第1回A種優先株式の数を控除した数とし、

()平成21年以降の取得請求日になされる取得請求については、第1回A種優先株式の発行株式数(320株)から当該取得請求が行われた日までに当社により取得された第1回A種優先株式の数を控除した数とする。

(e) 取得方法

各取得請求日において、複数の者が取得請求した場合でかつ当該取得請求がなされた第1回A種優先株式の総数が取得請求可能株式数を超える場合には、当社は、下記に定める第1回A種優先株式保有割合に応じて、当該第1回A種優先株式を取得するものとする(それぞれの第1回A種優先株式保有割合に応じて割当てられる各第1回A種優先株主に対する取得請求可能株式数を、以下、「各取得請求可能株式数」という。)。なお、各取得請求日において、取得請求した株式数が各取得請求可能株式数以下の第1回A種優先株主(以下「限度内取得請求株主」という。)と、各取得請求可能株式数を超えて取得請求をした第1回A種優先株主(以下「超過取得請求株主」という。)がある場合、当社は、(1)各限度内取得請求株主から、その取得請求した株式数を取得し、(2)各超過取得請求株主から、各取得請求可能株式数に加えて、限度内取得請求株主の各取得請求可能株式の総数から限度内取得請求株主が取得請求した株式の総数を控除した残株式数を、各超過取得請求株主が取得請求した株式数を限度に、超過取得請求株主間の第1回A種優先株式保有割合に応じてさらに割当て、取得することができる。

かかる手続を経ても、なお、取得請求可能株式数に残数が生じる場合、取得請求可能株式数に充つるまで同様の手続を行なう。

取得株式数に端数が生じる場合等は、抽選その他合理的な方法により取得株式数の決定を行う。

第1回A種優先株式保有割合とは、取得請求をした取得請求日の直近の配当基準日において、当該取得請求をした者が保有する第1回A種優先株式の、残存する第1回A種優先株式の総数に対する割合を意味する。

取得条項

(a) 取得条項

当社は、いつでも第1回A種優先株主の意思にかかわらず、第1回A種優先株主およびその第1回A種登録株式質権者から、当社が別に定める日(以下「取得日」という。)から2週間前までに通知を行った上で、第1回A種優先株式の全部または一部を当該取得日に取得することができる。一部取得の場合は、各第1回A種優先株主の所有する株式数に応じた比例按分方式その他合理的方法により行う。

(b) 取得価額

取得価額は、1株につき第1回A種優先株式の払込金額(1,000万円)の100%および第1回A種優先株式累積未払配当金相当額の合計額に、1株につき第1回A種優先配当金を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む。)で日割計算した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)を加算した額とする。ただし、当該取得日の属する事業年度において第1回A種期中優先配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

優先順位

第1回A種優先株式の優先配当金、累積未払配当金ならびに残余財産の支払順位は、第一順位とする。

4. 平成19年2月21日開催の取締役会決議により平成19年3月23日付けで第1回A種優先株式93株を取得し、平成19年3月29日開催の取締役会決議により同日付けで当該取得自己株式全数を消却しております。

取得価額 : 1株当たり 10,027,587円94.6銭

取得株式数 : 93株

(株式会社大和証券グループ本社より58株、有限会社ジュピターインベストメントより35株)

取得総額 : 932,565,680円

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権 / 平成17年3月30日開催の臨時株主総会

| 区分 | 事業年度末現在 (平成18年12月31日) | 提出日の前月末現在 (平成19年2月28日) |
|---|---------------------------------|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 956(注)1 | 914(注)1 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 1,912(注)1・2・3 | 1,828(注)1・2・3 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 71,000(注)2・4 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成18年12月1日～ 平成23年12月1日(注)5 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円) | 発行価格 71,000 資本組入額 35,500(注)2 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)6 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を他に譲渡するには当社の取締役会の承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | | |

(注) 1. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議による新株予約権および新株発行予定数から、権利行使された数および退職等により権利を喪失した数を控除した数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、当初は1株でしたが、平成18年3月15日開催の取締役会決議により平成18年5月15日付で普通株式1株を2株とする株式分割をおこなっており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は2株となっております。また、上記表に記載の、新株予約権の行使時の払込金額および新株予約権行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額は、本株式分割により調整された金額を記載しております。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が新設分割または吸収分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。当社がその他必要と認める株式の数の調整を行った場合も同様とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

5. 新株予約権の行使期間は、当初は平成17年4月12日～平成27年4月12日でありましたが、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日(平成18年12月1日)から5年間となっております。

6. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。

イ) 新株予約権の行使期間に行使できる新株予約権は、「新株予約権付与契約」締結時点においては、発行する新株予約権の総数のうちの20%までに限定され、以後、1年経過するごとに20%ずつ増加するものとする。

ロ) 「新株予約権付与契約」の定めに従い、当社の取締役会において新株予約権の消却を決議したときは、新株予約権を行使できないものとする。

ハ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

第2回新株予約権 / 平成17年3月30日開催の臨時株主総会

| 区分 | 事業年度末現在 (平成18年12月31日) | 提出日の前月末現在 (平成19年2月28日) |
|---|---------------------------------|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 3,711(注)1 | 3,584(注)1 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 7,422(注)1・2・3 | 7,168(注)1・2・3 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 71,000(注)2・4 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成18年11月20日～ 平成23年11月20日(注)5 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円) | 発行価格 71,000 資本組入額 35,500(注)2 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)6 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を他に譲渡するには当社の取締役会の承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | | |

(注) 1. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議による新株予約権および新株発行予定数から、権利行使された数および退職等により権利を喪失した数を控除した数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、当初は1株でしたが、平成18年3月15日開催の取締役会決議により平成18年5月15日付で普通株式1株を2株とする株式分割をおこなっており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は2株となっております。また、上記表に記載の、新株予約権の行使時の払込金額および新株予約権行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額は、本株式分割により調整された金額を記載しております。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が新設分割または吸収分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。当社がその他必要と認める株式の数の調整を行った場合も同様とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

5. 新株予約権の行使期間は、当初は平成17年4月12日～平成27年4月12日でありましたが、平成18年11月20日開催の取締役会において、新株予約権の行使について2/3以上の賛成により承認されたため、当該取締役会の承認日(平成18年11月20日)から5年間となっております。

6. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。

イ) 新株予約権の行使期間に行使できる新株予約権は、「新株予約権付与契約」締結時点においては、発行する新株予約権の総数のうちの20%までに限定され、以後、1年経過するごとに20%ずつ増加するものとする。

ロ) 「新株予約権付与契約」の定めに従い、当社の取締役会において新株予約権の消却を決議したときは、新株予約権を行使できないものとする。

ハ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

第3回新株予約権 / 平成17年8月25日開催の臨時株主総会

| 区分 | 事業年度末現在 (平成18年12月31日) | 提出日の前月末現在 (平成19年2月28日) |
|-------------------|--------------------------|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 100 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | | |
| | | |

| | | |
|---|---------------------------------|----|
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 200(注)1・2 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 75,000(注)1・3 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成18年12月1日～ 平成28年12月1日(注)4 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円) | 発行価格 75,000 資本組入額 37,500(注)1 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)5 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を他に譲渡するには当社の取締役会の承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | | |

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、当初は1株でしたが、平成18年3月15日開催の取締役会決議により平成18年5月15日付で普通株式1株を2株とする株式分割をおこなっており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は2株となっております。また、上記表に記載の、新株予約権の行使時の払込金額および新株予約権行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額は、本株式分割により調整された金額を記載しております。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が新設分割または吸収分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。当社がその他必要と認める株式の数の調整を行った場合も同様とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4. 新株予約権の行使期間は、当社が新規株式公開をした日より10年間と定められており、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日(平成18年12月1日)から10年間となっております。
5. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。
- イ) 「新株予約権付与契約」の定めに従い、当社の取締役会において新株予約権の消却を決議したときは、新株予約権を行使できないものとする。
- ロ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

第4回新株予約権 / 平成17年12月12日開催の臨時株主総会

| 区分 | 事業年度末現在 (平成18年12月31日) | 提出日の前月末現在 (平成19年2月28日) |
|---|---------------------------------|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 1,706 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 3,412(注)1・2 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 75,000(注)1・3 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成18年12月1日～ 平成24年12月14日(注)4 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円) | 発行価格 75,000 資本組入額 37,500(注)1 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)5 | 同左 |

| | | |
|-------------------------|-------------------------------|----|
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を他に譲渡するには当社の取締役会の承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 6 | 同左 |

- (注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式の数は、当初は 1 株でしたが、平成18年 3 月15日開催の取締役会決議により平成18年 5 月15日付で普通株式 1 株を 2 株とする株式分割をおこなっており、新株予約権 1 個につき目的となる株式の数は 2 株となっております。また、上記表に記載の、新株予約権の行使時の払込金額および新株予約権行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額は、本株式分割により調整された金額を記載しております。
2. 新株予約権発行後、下記(注) 3 により行使価額が調整された場合には、次に定める算式により割当株式数を調整し、調整により生ずる 1 株未満の端数株式はこれを切り上げるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、本新株予約権発行後、当社が、時価を下回る価額で当社株式を発行しあるいは当社の保有する当社株式を処分する場合(以下、株式会社 G A B A 第 1 回 A 種優先株式の発行ならびに ないし 規定の証券の行使または転換による場合を除く)、時価を下回る価額をもって当社株式を取得しうる新株予約権もしくはかかる新株予約権を付された証券を発行する場合(以下、平成17年12月15日付で発行される第 5 回新株予約権 6 個を除く)、時価を下回る価額をもって当社株式に転換されるあるいは転換しうる証券を発行する場合、または これらに類する証券等が発行する場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、 の場合には発行される新株予約権の発行価額および当該新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額の合計額、 の場合には転換価額、 の場合には当社の株式を取得するために必要な金額を次の算式の「1 株あたりの発行または処分価額」として、また「発行または処分株式数」については ないし に規定する新株予約権その他の証券等が全て発行日に行使または転換されたものとみなして調整後行使価額を計算する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行または処分株式数} \times \text{1株あたりの発行または処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行または処分株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{発行または処分株式数}}$$

上記の他、当社は、本新株予約権発行後に、他社と合併する場合、株式交換、株式移転または会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、配当を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額につき、適切と認められる調整を行うことができるものとする。ただし、かかる調整の金額および方法は合理的なものでなければならない。

4. 新株予約権の行使期間は、当初は平成17年12月15日～平成24年12月14日でありましたが、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日(平成18年12月1日)が権利行使期間の開始日となっております。
5. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。
- イ) 各新株予約権の一部行使はできないこととする。
- ロ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
6. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関しては、次のような、「当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転に基づく新株予約権の完全親会社による承継及び承継後の新株予約権の内容に関する決定方針」が定められております。
- イ) 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合には、新株予約権に係る義務を株式交換または株式移転により完全親会社となる会社に承継させる。
- ロ) 承継後の新株予約権の目的たる完全親会社となる会社の株式の数については、交換比率または移転比率に応じて調整し、調整の結果生じる1株未満の端数株式は、これを切り捨てるものとする。
- ハ) 承継後の新株予約権の目的たる完全親会社となる会社の株式の種類及び数並びに平成13年改正旧商法第280条ノ20第4号から第8号に掲げる事項については、新株予約権の発行の条項に従い、必要最小限かつ合理的な範囲で調整を行うものとする。
- ニ) 承継後の新株予約権のその他の権利行使の条件は、原則として承継前における権利行使の条件と同じとし、詳細については株式交換または株式移転の際に当社取締役会において定めるものとする。
7. 当社は、未行使の新株予約権を取得し、保有する場合には、いつでも、取締役会の決議により、当該新株予約権を無償で消却することができるものとする。

| 区分 | 事業年度末現在 (平成18年12月31日) | 提出日の前月末現在 (平成19年2月28日) |
|---|---------------------------------|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 6 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 12(注)1・2 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 75,000(注)1・3 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成18年12月1日～ 平成28年12月1日(注)4 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円) | 発行価格 75,000 資本組入額 37,500(注)1 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)5 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を他に譲渡するには当社の取締役会の承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | | |

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、当初は1株でしたが、平成18年3月15日開催の取締役会決議により平成18年5月15日付で普通株式1株を2株とする株式分割をおこなっており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は2株となっております。また、上記表に記載の、新株予約権の行使時の払込金額および新株予約権行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額は、本株式分割により調整された金額を記載しております。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が新設分割または吸収分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。当社がその他必要と認める株式の数の調整を行った場合も同様とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4. 新株予約権の行使期間は、当社が新規株式公開をした日より10年間と定められており、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日(平成18年12月1日)から10年間となっております。

5. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。

イ) 「新株予約権付与契約」の定めに従い、当社の取締役会において新株予約権の消却を決議したときは、新株予約権を行使できないものとする。

ロ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

第6回新株予約権 / 平成18年1月18日開催の臨時株主総会

| 区分 | 事業年度末現在 (平成18年12月31日) | 提出日の前月末現在 (平成19年2月28日) |
|--------------------|--------------------------|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 164(注)1 | 163(注)1 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 328(注)1・2・3 | 326(注)1・2・3 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 250,000(注)2・4 | 同左 |

| | | |
|---|-----------------------------------|----|
| 新株予約権の行使期間 | 平成18年12月1日～平成23年12月1日(注)5 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円) | 発行価格 250,000 資本組入額 125,000(注)2 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)6 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を他に譲渡するには当社の取締役会の承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | | |

(注) 1. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議による新株予約権および新株発行予定数から、権利行使された数および退職等により権利を喪失した数を控除した数のことであります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、当初は1株でしたが、平成18年3月15日開催の取締役会決議により平成18年5月15日付で普通株式1株を2株とする株式分割をおこなっており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は2株となっております。また、上記表に記載の、新株予約権の行使時の払込金額および新株予約権行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額は、本株式分割により調整された金額を記載しております。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が新設分割または吸収分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。当社がその他必要と認める株式の数の調整を行った場合も同様とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

5. 新株予約権の行使期間は、当初は平成18年1月31日～平成28年1月31日でありましたが、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日(平成18年12月1日)から5年間となっております。

6. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。

イ) 新株予約権の行使期間に行使できる新株予約権は、「新株予約権付与契約」締結時点においては、発行する新株予約権の総数のうちの20%までに限定され、以後、1年経過するごとに20%ずつ増加するものとする。

ロ) 「新株予約権付与契約」の定めに従い、当社の取締役会において新株予約権の消却を決議したときは、新株予約権を行使できないものとする。

ハ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

第7回新株予約権 / 平成18年1月18日開催の臨時株主総会

| 区分 | 事業年度末現在 (平成18年12月31日) | 提出日の前月末現在 (平成19年2月28日) |
|---|-----------------------------------|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 15 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 30(注)1・2 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 250,000(注)1・3 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成18年11月20日～平成23年11月20日(注)4 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円) | 発行価格 250,000 資本組入額 125,000(注)1 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)5 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を他に譲渡するには当社の取締役会の承認を要 | 同左 |

| | | |
|-------------------------|-----|--|
| | する。 | |
| 代用払込みに関する事項 | | |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | | |

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、当初は1株でしたが、平成18年3月15日開催の取締役会決議により平成18年5月15日付で普通株式1株を2株とする株式分割をおこなっており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は2株となっております。また、上記表に記載の、新株予約権の行使時の払込金額および新株予約権行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額は、本株式分割により調整された金額を記載しております。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が新設分割または吸収分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。当社がその他必要と認める株式の数の調整を行った場合も同様とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4. 新株予約権の行使期間は、当初は発行日（平成18年4月20日）から10年間でありましたが、平成18年11月20日開催の取締役会において、新株予約権の行使について2/3以上の賛成により承認されたため、当該取締役会の承認日（平成18年11月20日）から5年間となっております。

5. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。

イ) 新株予約権の行使期間に行使できる新株予約権は、「新株予約権付与契約」締結時点においては、発行する新株予約権の総数のうちの20%までに限定され、以後、1年経過するごとに20%ずつ増加するものとする。

ロ) 「新株予約権付与契約」の定めに従い、当社の取締役会において新株予約権の消却を決議したときは、新株予約権を行使できないものとする。

ハ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

(平成17年1月1日の吸収合併における消滅会社(実質的な存続会社)の発行済株式総数、資本金等の推移)

| 年月日 | 発行済株式総 数増減数 (株) | 発行済株式総数 残高(株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金 増減額(千円) | 資本準備金残高 (千円) |
|---------------------|-----------------------|------------------|----------------|---------------|------------------|-----------------|
| 平成13年11月14日 (注)1 | 500 | 3,700 | 125,000 | 285,000 | | 250,000 |
| 平成14年8月13日 (注)2 | | 3,700 | | 285,000 | 125,000 | 125,000 |
| 平成16年6月30日 (注)3 | 60 | 3,760 | 1,500 | 286,500 | 1,500 | 126,500 |
| 平成16年6月30日 (注)4 | 1,000 | 4,760 | 50,000 | 336,500 | | 126,500 |
| 平成16年11月25日 (注)5 | 230 | 4,530 | | 336,500 | | 126,500 |

- (注) 1. 任意有償償却による減少であります。
2. 減資差損の填補による減少であります。
3. 新株予約権の行使による増加であります。
4. 新株引受権の行使による増加であります。
5. 自己株式の消却による減少であります。

(平成17年1月1日の吸収合併以降の当社の発行済株式総数、資本金等の推移)

| 年月日 | 発行済株式総 数増減数 (株) | 発行済株式総数 残高(株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金 増減額(千円) | 資本準備金残高 (千円) |
|------------------------------------|-----------------------|------------------|----------------|---------------|------------------|-----------------|
| 平成17年1月1日 (注)1 | 4,800 | 5,000 | 190,000 | 200,000 | | |
| 平成17年3月28日 (注)2 | 15,000 | 20,000 | | 200,000 | | |
| 平成17年12月15日 (注)3 | 320 | 20,320 | 1,600,000 | 1,800,000 | 1,600,000 | 1,600,000 |
| 平成18年1月24日 (注)4 | | 20,320 | 1,600,000 | 200,000 | 1,550,000 | 50,000 |
| 平成18年5月15日 (注)5 | 20,000 | 40,320 | | 200,000 | | 50,000 |
| 平成18年11月30日 (注)6 | 3,000 | 43,320 | 369,675 | 569,675 | 369,675 | 419,675 |
| 平成18年12月1日～ 平成18年12月31日 (注)7 | 52 | 43,372 | 1,846 | 571,521 | 1,846 | 421,521 |

- (注) 1. 吸収合併に基づく増加であります。
合併当事者：存続会社を当社(当時N I F キャピタルパートナーズA株式会社)、消滅会社を旧株式会社G A B Aとしております。
合併比率：テイクオフジャパン1号投資事業有限責任組合が保有していた旧株式会社G A B Aの普通株式1,743株に対して、当社の普通株式4,800株を割当てております。なお、当社の所有していた旧株式会社G A B Aの株式2,787株については合併時に消却しております。
2. 普通株式の株式分割(1:4)によるものであります。
3. 有償第三者割当増資によるものであります。
発行株式：第1回A種優先株式 320株
割当先：株式会社大和証券グループ本社 200株、(有)ジュピターインベストメント 120株
払込金額(発行価額)：1株当たり10,000千円

資本組入額：1株当たり5,000千円

4. 無償減資および資本準備金減少によるものであります。
5. 普通株式の株式分割(1:2)によるものであります。
6. 有償一般募集(ブックビルディング方式)によるものであります。
発行価格：265,000円
引受価額：246,450円
発行価額：212,500円
資本組入額：123,225円
7. 新株予約権行使による増加であります。
8. 平成19年1月1日から平成19年2月28日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が332株、資本金が23,572千円及び資本準備金が23,572千円増加しております。
9. 平成19年2月21日開催の取締役会決議に基づき平成19年3月23日付で取得した自己株式である第1回A種優先株式93株を、平成19年3月29日開催の取締役会決議により同日付で消却しており、発行済株式総数が93株減少しております。

(参考：平成17年1月1日の吸収合併以前の当社(当時N I F キャピタルパートナーズA株式会社(形式的な存続会社))の発行済株式総数、資本金の推移)

| 年月日 | 発行済株式総 数増減数 (株) | 発行済株式総 数残高(株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金増 減額(千円) | 資本準備金残 高 (千円) | 摘要 |
|------------|-----------------------|------------------|----------------|---------------|------------------|---------------------|----|
| 平成16年6月16日 | 200 | 200 | 10,000 | 10,000 | | | 設立 |

(5) 【所有者別状況】

普通株式

平成18年12月31日現在

| 区分 | 株式の状況 | | | | | | | | 単元未満株式の状況 (株) |
|-------------|-------------|-------|------|--------|-------|------|--------|--------|------------------|
| | 政府および地方公共団体 | 金融機関 | 証券会社 | その他の法人 | 外国法人等 | | 個人その他 | 計 | |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数(人) | - | 10 | 11 | 32 | 15 | 5 | 2,783 | 2,856 | - |
| 所有株式数(株) | - | 4,131 | 339 | 1,290 | 1,512 | 308 | 35,472 | 43,052 | - |
| 所有株式数の割合(%) | - | 9.60 | 0.79 | 2.99 | 3.51 | 0.72 | 82.39 | 100.0 | - |

(注) 上記「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の株式1株が含まれております。

第1回A種優先株式

平成18年12月31日現在

| 区分 | 株式の状況 | | | | | | | | 単元未満株式の状況 (株) |
|-------------|-------------|------|------|--------|-------|----|-------|-------|------------------|
| | 政府および地方公共団体 | 金融機関 | 証券会社 | その他の法人 | 外国法人等 | | 個人その他 | 計 | |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数(人) | - | - | 1 | 1 | - | - | - | 2 | - |
| 所有株式数(株) | - | - | 200 | 120 | - | - | - | 320 | - |
| 所有株式数の割合(%) | - | - | 62.5 | 37.5 | - | - | - | 100.0 | - |

(注) 平成19年2月21日開催の取締役会決議に基づき平成19年3月23日付で取得した自己株式である第1回A種優先株式93株を、平成19年3月29日開催の取締役会決議により同日付で消却しており、第1回A種優先株式の発行済み株式総数は227株(証券会社保有142株(62.6%)、その他の法人保有85株(37.4%))となっております。

(6) 【大株主の状況】

普通株式

平成18年12月31日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%) |
|--|---|--------------|------------------------------------|
| テイクオフジャパン1号投資事業有限責任組合 | 東京都中央区京橋1丁目2番1号 | 27,822 | 64.62 |
| 日本トラステイ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 東京都中央区晴海1丁目8番11号 | 2,182 | 5.06 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 東京都港区浜松町2丁目11番3号 | 1,353 | 3.14 |
| 株式会社シニアコミュニケーション | 東京都港区赤坂8丁目1番19号 | 800 | 1.85 |
| 青野 仲達 | 東京都目黒区 | 600 | 1.39 |
| ユービーエス エージー ロンドン アカウント アイピービー セグリゲ イテッド クライアント アカウント (常任代理人 シティバンク・エヌ・ エイ東京支店) | Aeschenvorstadt 48 CH-4002. Basel Switzerland (東京都品川区東品川区2丁目3番14号) | 400 | 0.92 |
| 須原 清貴 | 東京都世田谷区 | 344 | 0.79 |
| G A B A社員持株会 | 東京都目黒区中目黒1丁目1番71号 | 268 | 0.62 |
| バンク オブ ニューヨーク ジーシ ーエム クライアント アカウンツ イー アイエスジー (常任代理人 (株)三菱東京UFJ銀行カ ストデイ業務部) | Peterborough Court 133 Fleet Street London EC4A 2BB United Kingdom (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号) | 249 | 0.57 |
| 槇島 俊幸 | 神奈川県横浜市港北区 | 236 | 0.54 |
| 計 | | 34,254 | 79.56 |

(注) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社および日本トラステイ・サービス信託銀行株式会社が所有している株式は、すべて信託業務にかかる株式であります。

第1回A種優先株式

平成18年12月31日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%) |
|-------------------|-------------------------------|--------------|------------------------------------|
| 株式会社大和証券グループ本社 | 東京都千代田区大手町2丁目6番4号 | 200 | 62.5 |
| 有限会社ジュピターインベストメント | 東京都港区西麻布3丁目20番16号 西麻布アネックス | 120 | 37.5 |
| 計 | | 320 | 100 |

(注)1. 第1回A種優先株式は無議決権株式であります。

2. 第1回A種優先株式の現況につきましては、前項(5)「所有者別状況」の「第1回A種優先株式」(注)に記載のとおりであります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成18年12月31日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|------------------|----------|---|
| 無議決権株式 | 第1回A種優先株式 320 | | A種優先株式の内容は、「1株式等の状況」の「(1)株式の総数等」の「発行済株式」の注記3.に記載しております。 |
| 議決権制限株式(自己株式等) | | | |
| 議決権制限株式(その他) | | | |
| 完全議決権株式(自己株式等) | | | |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 43,052 | 43,052 | 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 |
| 単元未満株式 | | | |
| 発行済株式総数 | 43,372 | | |
| 総株主の議決権 | | 43,052 | |

(注)「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式1株(議決権1個)が含まれております。

【自己株式等】

平成18年12月31日現在

| 所有者の氏名 または名称 | 所有者の住所 | 自己名義 所有株式数 (株) | 他人名義 所有株式数 (株) | 所有株式数 の合計 (株) | 発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%) |
|-----------------|--------|----------------------|----------------------|---------------------|------------------------------------|
| | | | | | |
| 計 | | | | | |

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度は平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

(第1回新株予約権、第1回新株予約権ノ2および第1回新株予約権ノ3)

平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、平成17年3月30日開催の当社臨時株主総会において特別決議されたものであります。

(提出日現在)

| | |
|-------------------------|---------------------------|
| 決議年月日 | 平成17年3月30日 |
| 付与対象者の区分および人数 | 当社の従業員 187名(注)1 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | 同上 |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 同上 |

(注) 1. 特別決議および取締役会決議により付与した人数から、権利行使された数および退職等により権利を喪失した人数を控除した数を記載しております。なお、付与対象者の人数は、のべ人数を記載しております。

(第2回新株予約権および第2回新株予約権ノ2)

平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、平成17年3月30日開催の当社臨時株主総会において特別決議されたものであります。

(提出日現在)

| | |
|-------------------------|---------------------------|
| 決議年月日 | 平成17年3月30日 |
| 付与対象者の区分および人数 | 当社の取締役4名 および 従業員14名(注)1 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | 同上 |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 同上 |

(注) 1. 決議時点の付与対象者の区分および人数は、当社の取締役2名および従業員16名であります。なお、付与対象者の人数は、のべ人数を記載しております。

(第6回新株予約権)

旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、平成18年1月18日開催の当社臨時株主総会において特別決議されたものであります。

(提出日現在)

| | |
|-------------------------|---------------------------|
| 決議年月日 | 平成18年1月18日 |
| 付与対象者の区分および人数 | 当社の従業員 84名(注)1 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | 同上 |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 同上 |

(注) 1. 特別決議および取締役会決議により付与した人数から、退職等により権利を喪失した人数を控除した数を記載しております。

(第7回新株予約権)

旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、平成18年1月18日開催の当社臨時株主総会において特別決議されたものであります。

(提出日現在)

| | |
|-------------------------|---------------------------|
| 決議年月日 | 平成18年1月18日 |
| 付与対象者の区分および人数 | 当社の取締役1名 および 従業員2名(注)1 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | 同上 |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 同上 |

(注) 1. 決議時点の付与対象者の区分および人数は、当社の従業員3名であります。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

該当事項はありません。

【株式の種類等】 会社法第155条第1号によるA種優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

| 区分 | 株式数(株) | 価額の総額(円) |
|---|--------|-------------|
| 取締役会(平成19年2月21日決議)での決議状況 (取得期間 平成19年3月23日) | 93 | 932,565,680 |
| 当事業年度前における取得自己株式 | - | - |
| 当事業年度における取得自己株式 | - | - |
| 残存決議株式の総額及び価額の総額 | - | - |
| 当事業年度の末日現在の未行使割合(%) | - | - |
| 当期間における取得自己株式(注)1 | 93 | 932,565,680 |
| 提出日現在の未行使割合(%) | - | - |

(注) 1. 当社定款第10条の10(取得条項)の規定に基づき、平成19年2月21日開催の取締役会において取得を決議し、平成19年3月23日に当該自己株式の取得を行っております。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

| 区分 | 当事業年度 | | 当期間 | |
|-----------------------------|--------|------------|--------|-------------|
| | 株式数(株) | 処分価額の総額(円) | 株式数(株) | 処分価額の総額(円) |
| 引き受ける者の募集を行った取得自己株式 | - | - | - | - |
| 消却の処分を行った取得自己株式(注)1 | - | - | 93 | 932,565,680 |
| 合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式 | - | - | - | - |
| その他 | - | - | - | - |
| 保有自己株式数 | - | - | - | - |

(注) 1. 平成19年3月29日開催の取締役会において消却を決議し、同日に消却の処理を行っております。

3 【配当政策】

当社は、第4期(平成15年9月期)において、設立後初めて期末配当を実施し、1株当たり39,024円の配当をしま

したが、第5期(平成16年9月期)以降については配当を実施していません。

当社は業容拡大のため積極的な新規LS開設と新規事業の立ち上げに伴う投資を計画し、これらの投資活動により、継続的な事業の成長を達成していきたいと考えております。加えて、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク 当社株式に関する事項について (八) 優先株式の発行について」に記載の優先株式の取得請求に対応するため、相当金額のキャッシュアウトを想定しております。

従いまして、当事業年度については普通株式への配当は行わず、今後の具体的な利益還元の水準については、経営成績および財政状態の推移や、投資等の実施状況および今後の計画を十分に勘案し内部留保とのバランスを考慮の上、取締役会決議により決定していく方針であります。なお、優先株式につきましては、平成19年2月21日の当社取締役会決議により、20,881千円(1株あたり65,254円80銭)の優先配当を実施いたしました。当該優先配当額は日本円TIBOR(12ヶ月物)に0.5%を加算した年率を優先配当年率としております。

なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当ができる旨定款で定めております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

| 回次 | 第3期 | 第4期 | 第5期 | 第6期 | 第7期 | 第8期 |
|-------|---------|---------|---------|----------|----------|----------|
| 決算年月 | 平成14年9月 | 平成15年9月 | 平成16年9月 | 平成16年12月 | 平成17年12月 | 平成18年12月 |
| 最高(円) | | | | | | 276,000 |
| 最低(円) | | | | | | 199,000 |

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(マザーズ)における株価を記載しております。

なお、当社株式は平成18年12月1日から東京証券取引所(マザーズ)に上場しておりますので、それ以前については該当ありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

| 月別 | 平成18年7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|-------|---------|----|----|-----|-----|---------|
| 最高(円) | | | | | | 276,000 |
| 最低(円) | | | | | | 199,000 |

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(マザーズ)における株価を記載しております。

なお、当社株式は平成18年12月1日から東京証券取引所(マザーズ)に上場しておりますので、それ以前については該当ありません。

5 【役員状況】

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | | 任期 | 所有株式数 (株) |
|-------------|---|--------|------------|---|--|-------|--------------|
| 代表取締役 社長 | 最高 経営責任者 (CEO) | 青野 伸 達 | 昭和40年11月3日 | 平成元年4月 平成11年6月 平成11年9月 平成13年1月 平成15年4月 平成16年1月 平成16年2月 平成16年3月 | アメリカン・エクスプレス・イン ターナショナル, Inc.入社 ハーバード大学経営大学院修士課 程修了 イングリッシュタウン, Inc. (米国法人)入社 イングリッシュタウン株式会社 (日本法人)代表取締役就任 マイクロソフト株式会社入社 当社入社 当社最高執行責任者(COO)就任 当社取締役社長就任 当社最高経営責任者(CEO)就任 (現任) 当社代表取締役社長就任(現任) | (注) 1 | 600 |
| 取締役 副社長 | 最高 執行責任者 (COO) | 須原 清 貴 | 昭和41年6月18日 | 平成3年4月 平成12年6月 平成13年4月 平成15年1月 平成15年9月 平成16年7月 平成16年10月 平成17年6月 | 住友商事株式会社入社 ハーバード大学経営大学院修士課 程修了 株式会社ボストンコンサルティング グループ入社 シーエフオーカレッジ株式会社入 社 同社代表取締役就任 当社入社 当社最高財務責任者(CFO) 就任 当社取締役就任 当社取締役副社長兼最高執行責任 者(COO)就任(現任) | (注) 1 | 344 |
| 取締役 | 常務執行 役員兼最高 財務責任者 (CFO) (経営管理 部門担当) | 横島 俊 幸 | 昭和49年8月17日 | 平成10年4月 平成14年5月 平成14年9月 平成15年10月 平成17年3月 平成17年6月 平成18年5月 平成18年6月 | 特殊技研工業株式会社入社 パデュー大学クラナート経営大学 院修士課程修了 当社入社 当社経営企画室長 当社経営企画室担当執行役員 当社経営企画部門担当常務執行役 員 当社取締役就任(現任) 当社経営管理部門担当常務執行役 員就任(現任) 最高財務責任者(CFO) 就任(現 任) | (注) 1 | 236 |
| 取締役 | | 谷口 修 一 | 昭和24年8月24日 | 昭和47年4月 平成13年6月 平成14年9月 平成17年4月 平成17年11月 平成18年5月 | 大和証券株式会社入社 エヌ・アイ・エフベンチャーズ株 式会社(現エヌ・アイ・エフSMB Cベンチャーズ株式会社)執行役員 (現任) 株式会社ヒガ・インダストリーズ 社外取締役(現任) NIFキャピタルマネジメント株式会 社取締役就任(現任) 株式会社学研クレジット社外取締 役(現任) 当社取締役就任(現任) | (注) 1 | |

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | | 任期 | 所有株式数 (株) |
|-------------|----|------|-------------|---|--|-------|--------------|
| 取締役 | | 三井拓秀 | 昭和22年3月5日 | 昭和52年4月 昭和58年5月 昭和58年8月 昭和59年9月 昭和60年6月 昭和61年6月 昭和63年8月 平成17年1月 平成17年11月 平成18年6月 | 弁護士登録 米国コロンビア大学ロー・スクール 法学修士号取得 Davis, Polk & Wardwell 法律事務所 (米国ニューヨーク市)勤務 Linklaters & Paines法律事務所 (英国ロンドン市)勤務 Bank of Tokyo International Limited(英国ロンドン市)勤務 富田金澤法律事務所 パートナー 三井安田法律事務所 パートナー 三井法律事務所 パートナー(現 任) 当社取締役就任(現任) 大新東株式会社社外監査役就任(現 任) | (注) 1 | |
| 監査役 (常勤) | | 黒澤貞章 | 昭和22年12月24日 | 昭和45年4月 昭和48年10月 昭和58年5月 昭和60年12月 平成6年6月 平成7年3月 平成10年10月 平成11年4月 平成14年9月 平成15年10月 平成17年3月 | アーサーアンダーセン会計事務所 (現あずさ監査法人)入所 東京事務 所 監査部門 ピートマーウィックミッチェル会 計事務所(現KPMG)入所 ニューヨーク事務所監査部門 アーサーアンダーセン会計事務所 入所 ニューヨーク事務所 監査部門シニアマネージャー就任 和光証券(現新光証券)株式会社入 社 本社国際部門配属 同社国際管理部長就任 同社審査部長就任 朝日監査法人(現あずさ監査法人) 入所 東京事務所企業公開部部長就任 朝日ビジネスソリューション株式 会社取締役就任(兼務) 朝日ビジネスソリューション株式 会社転籍 代表取締役専務就任 株式会社BSケンブリッジ設立 同社代表取締役就任(現任) 当社監査役就任(現任) | (注) 2 | |
| 監査役 | | 大田研一 | 昭和22年3月18日 | 昭和46年4月 平成13年1月 平成14年6月 平成17年4月 平成17年6月 平成17年12月 | 日本電気株式会社入社 ドイツ証券東京支店入社 投資銀行本部 マネージング・デ イレクター モバイルキャスト株式会社 入社 山口大学大学院技術経営研究科 教授就任(現任) 株式会社アコーディア・ゴルフ監 査役就任(現任) 当社監査役就任(現任) | (注) 2 | |

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|-----|----|---------|-------------|---|-------|--------------|
| 監査役 | | 田 畑 正 英 | 昭和25年 1月10日 | 昭和49年10月 アーサーアンダーセン会計事務所 (現あずさ監査法人)入所 東京事務所 監査部門 昭和56年10月 等松・青木監査法人(現監査法人ト ーマツ)入所 等松・トウシュロスコンサルティ ング株式会社(現アビームコンサル ティング株式会社)へ出向 昭和59年 6月 等松・青木監査法人(現監査法人ト ーマツ)参与就任 等松・トウシュロスコンサルティ ング株式会社(現アビームコンサル ティング株式会社)取締役就任 平成 9年11月 株式会社エグゼックコンサルティ ング設立、代表取締役就任(現任) 平成12年 9月 平成監査法人社員(現任) 平成18年 3月 当社監査役就任(現任) 平成18年11月 株式会社企業改革研究所設立、代 表取締役就任(現任) | (注) 2 | |
| 計 | | | | | | 1,180 |

- (注) 1. 当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までであり、現任の取締役5名は全員、平成19年3月29日開催の定時株主総会にて選任・就任しておりますので、その任期は平成20年3月中に開催される定時株主総会の終結の時までであります。
2. 当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までであります。なお、各監査役の選任時と任期は次のとおりです。
黒澤貞章氏は、平成17年3月30日定時株主総会にて選任・就任しておりますので、その任期は平成21年3月中に開催される定時株主総会の終結の時までであります。
大田研一氏は、平成17年9月9日開催の臨時株主総会にて選任(平成17年12月19日に就任)しておりますので、その任期は平成21年3月中に開催される定時株主総会の終結の時までであります。
田畑正英氏は、平成18年3月30日開催の定時株主総会にて選任・就任しておりますので、その任期は平成22年3月中に開催される定時株主総会の終結の時までであります。
3. 取締役谷口修一、三井拓秀の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役黒澤貞章、大田研一、田畑正英の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各事業部の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。執行役員は、以下のとおり6名で構成されております。

| | 氏名 | 担当 |
|--------------------|----------------|----------------|
| 取締役 (常務執行役員を兼任) | 槇島俊幸 | 経営管理部門担当 |
| 常務執行役員 | 中田華寿子 | マーケティング部門担当 |
| 執行役員 | 齊藤光夫 | ラーニングスタジオ部門担当 |
| 執行役員 | スミス ゲーリー デイビッド | IT部門担当 |
| 執行役員 | ブルース アンダーソン | サービスクオリティー部門担当 |
| 執行役員 | 工藤美穂子 | 人事部門担当 |

会社の機関の内容

- ・取締役会は社外取締役2名を含む5名の取締役で構成されております。経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役や執行役員の業務執行状況を監督しております。また、取締役会は、取締役会規則に基づき、原則、毎月1回開催しておりますが、それ以外においても必要のある場合は随時開催しております。なお、社外取締役2名のうち1名はエヌ・アイ・エフS M B Cベンチャーズ株式会社の執行役員であります。その他の社外取締役と当社との間には、人的関係、資本的関係または取引関係などの利害関係はございません。
- ・当社は取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各事業部の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しており、執行役員6名が各々の担当部門の業務を執行しております。
- ・当社は監査役会設置会社であり、監査役は、監査方針、監査計画に基づき、取締役会等の重要な会議に出席するほか、日常の経営・業務全般への調査・ヒアリング等を通じて取締役等の業務執行の適法性・妥当性について厳正な監査を実施しております。平成18年3月の定時株主総会において、社外監査役1名を新たに選任し、3名の監査役により構成される監査役会を定期的に開催しております。なお、社外監査役と当社との間には、人的関係、資本的関係または取引関係などの利害関係はございません。
- ・社内取締役3名および役付執行役員2名(うち1名は取締役と役付執行役員を兼任)で構成される経営会議は、経営に関する重要事項の審議を行う場として機能しており、原則として毎月1回開催しておりますが、それ以外においても必要ある場合には随時開催しております。

内部統制システムおよびリスク管理体制の整備の状況

- ・各種社内規程を制定し、職務権限と責任を明確にするとともに、適切な牽制、モニター機能を業務プロセスに組み込む等、適正な業務執行および財務報告の正確性を確保するための体制を整備しております。また、個人および法人顧客情報の管理体制強化のため、従業員の意識向上、システム管理の見直し等を実施しております。
- ・経営管理部門では、各契約書等の法令遵守状況をチェックし、取引与信調査等の実施による潜在リスクの発見・回避等、経営リスクの管理を行っており、必要に応じて顧問弁護士より助言を得ております。また、経営状況を管理・分析し、経営に反映させるとともに、公正なディスクロージャーを行い、経営の透明性の向上を図る所存であります。
- ・IT部門では、社内システム管理を行い、情報セキュリティ強化に努めております。
- ・当社では経営組織上、代表取締役社長直轄の内部監査室(室長含め2名)を設置し、監査役、会計監査人との連携の下、計画的な内部監査を実施することで社内各部門における業務活動の適正性や効率性を定期的に監査しております。

役員報酬の内容

- ・取締役および監査役に支払った報酬は、以下のとおりであります。

| | | |
|-----|-----------------|----------------|
| 取締役 | 50,123千円(社内取締役) | 3,600千円(社外取締役) |
| 監査役 | 13,223千円 | |

業務を執行した公認会計士の氏名

- ・当社はあずさ監査法人との間で監査契約を締結し、定期的監査のほか会計上の課題について随時協議、確認し、適正な会計処理に努めております。

業務を執行した公認会計士の氏名は以下のとおりであります。

指定社員 業務執行社員 公認会計士 都甲 孝一
指定社員 業務執行社員 公認会計士 宮 直仁

継続監査年数については、2名とも7年以内であるため、記載を省略しております。

- ・監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりであります。

| | |
|-------|-----|
| 公認会計士 | 7名 |
| 会計士補 | 12名 |

監査報酬の内容

- ・公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬の額 12,000千円
- ・上記以外の業務に係る報酬の額 4,000千円

その他

- ・当社は、社外役員として有用な人材を迎えることができるよう、定款において、社外役員との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外取締役である谷口修一氏、三井拓秀氏、社外監査役である大田研一氏、田畑正英氏は、当社との間で、当該責任限定契約を締結しております。当該契約の内容は、社外取締役または社外監査役として任務を懈怠したことにより当社に損害が生じた場合、善意でかつ重大な過失のないときは、金500万円または会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、その責任を負う、というものであります。
- ・当社は、取締役の定数を7名以内とする旨を定款にて定めております。
- ・当社は、機動的な資本政策を実行するため、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会で決議することができる旨を定款にて定めております。
- ・当社は定足数を緩和するため、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う旨を定款にて定めております。

第5 【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、第7期(自平成17年1月1日 至平成17年12月31日)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第8期(自平成18年1月1日 至平成18年12月31日)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。ただし、第7期(自平成17年1月1日 至平成17年12月31日)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成16年1月30日内閣府令第5号)附則第2項のただし書きにより、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第7期(自平成17年1月1日 至平成17年12月31日)及び第8期(自平成18年1月1日 至平成18年12月31日)の財務諸表について、あずさ監査法人の監査を受けております。

なお、前事業年度に係る監査報告書は、平成18年10月30日に提出した有価証券届出書に添付されたものを利用しております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (平成17年12月31日) | | 当事業年度 (平成18年12月31日) | |
|--------------|----------|------------------------|------------|------------------------|------------|
| | | 金額(千円) | 構成比 (%) | 金額(千円) | 構成比 (%) |
| (資産の部) | | | | | |
| 流動資産 | | | | | |
| 1. 現金及び預金 | | | 2,539,412 | | 4,785,922 |
| 2. 売掛金 | | | 178,463 | | 171,991 |
| 3. 教材 | | | 56,519 | | 73,850 |
| 4. 貯蔵品 | | | 4,360 | | 9,816 |
| 5. 前払費用 | | | 95,864 | | 97,337 |
| 6. 繰延税金資産 | | | 55,681 | | 115,885 |
| 7. その他 | | | 6,760 | | 4,510 |
| 流動資産合計 | | | 2,937,062 | 70.5 | 5,259,315 |
| 固定資産 | | | | | |
| (1) 有形固定資産 | | | | | |
| 1. 建物 | | 511,685 | | 662,708 | |
| 減価償却累計額 | | 58,506 | 453,179 | 87,610 | 575,098 |
| 2. 構築物 | | 56,754 | | 48,123 | |
| 減価償却累計額 | | 9,372 | 47,381 | 10,663 | 37,460 |
| 3. 工具器具備品 | | 191,062 | | 443,645 | |
| 減価償却累計額 | | 59,433 | 131,628 | 109,699 | 333,945 |
| 有形固定資産合計 | | | 632,190 | 15.2 | 946,504 |
| (2) 無形固定資産 | | | | | |
| 1. 商標権 | | | 29,750 | | 26,350 |
| 2. ソフトウェア | | | 65,621 | | 89,921 |
| 3. ソフトウェア仮勘定 | | | 6,931 | | 3,477 |
| 4. その他 | | | 729 | | 729 |
| 無形固定資産合計 | | | 103,032 | 2.5 | 120,478 |

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (平成17年12月31日) | | 当事業年度 (平成18年12月31日) | | |
|--------------|----------|------------------------|------------|------------------------|------------|-------|
| | | 金額(千円) | 構成比 (%) | 金額(千円) | 構成比 (%) | |
| (3) 投資その他の資産 | | | | | | |
| 1. 長期前払費用 | | | 12,064 | | 9,482 | |
| 2. 営業保証金 | | | 67,594 | | | |
| 3. 敷金・保証金 | | | 401,406 | | 675,300 | |
| 4. 繰延税金資産 | | | 12,070 | | 10,892 | |
| 5. その他 | | | 20 | | 885 | |
| 投資その他の資産合計 | | | 493,156 | 11.8 | 696,560 | 9.9 |
| 固定資産合計 | | | 1,228,379 | 29.5 | 1,763,544 | 25.1 |
| 資産合計 | | | 4,165,442 | 100.0 | 7,022,859 | 100.0 |
| | | | | | | |

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (平成17年12月31日) | | 当事業年度 (平成18年12月31日) | |
|----------------|----------|------------------------|------------|------------------------|------------|
| | | 金額(千円) | 構成比 (%) | 金額(千円) | 構成比 (%) |
| (負債の部) | | | | | |
| 流動負債 | | | | | |
| 1. 買掛金 | | 8,226 | | 6,918 | |
| 2. 未払金 | | 264,554 | | 259,398 | |
| 3. 未払費用 | | 232,229 | | 251,057 | |
| 4. 未払法人税等 | | 260,063 | | 462,365 | |
| 5. 未払消費税等 | | 60,304 | | 43,599 | |
| 6. 前受金 | | 2,912,419 | | 3,843,042 | |
| 7. 預り金 | | 22,417 | | 24,083 | |
| 8. L S閉鎖損失引当金 | | 25,124 | | 55,627 | |
| 9. 賞与引当金 | | | | 129,299 | |
| 流動負債合計 | | 3,785,339 | 90.9 | 5,075,393 | 72.3 |
| 負債合計 | | 3,785,339 | 90.9 | 5,075,393 | 72.3 |
| (資本の部) | | | | | |
| 資本金 | 1 | 1,800,000 | 43.2 | | |
| 資本剰余金 | | | | | |
| 1. 資本準備金 | | 1,600,000 | | | |
| 資本剰余金合計 | | 1,600,000 | 38.4 | | |
| 利益剰余金 | | | | | |
| 1. 当期末処理損失 | 2 | 3,019,897 | | | |
| 利益剰余金合計 | | 3,019,897 | 72.5 | | |
| 資本合計 | | 380,102 | 9.1 | | |
| 負債・資本合計 | | 4,165,442 | 100.0 | | |
| (純資産の部) | | | | | |
| 株主資本 | | | | | |
| 1. 資本金 | | | | 571,521 | 8.1 |
| 2. 資本剰余金 | | | | | |
| (1) 資本準備金 | | | | 421,521 | |
| (2) その他資本剰余金 | | | | 3,150,000 | |
| 資本剰余金合計 | | | | 3,571,521 | 50.9 |
| 3. 利益剰余金 | | | | | |
| (1) その他利益剰余金 | | | | | |
| 繰越利益剰余金 | | | | 2,195,575 | |
| 利益剰余金合計 | | | | 2,195,575 | 31.3 |
| | | 前事業年度 (平成17年12月31日) | | 当事業年度 (平成18年12月31日) | |
| | 注記 | | 構成比 | | 構成比 |

| 区分 | 番号 | 金額(千円) | (%) | 金額(千円) | (%) |
|----------|----|--------|-----|-----------|-------|
| 株主資本合計 | | | | 1,947,466 | 27.7 |
| 純資産合計 | | | | 1,947,466 | 27.7 |
| 負債・純資産合計 | | | | 7,022,859 | 100.0 |
| | | | | | |

【損益計算書】

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日) | | 当事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日) | | | |
|--------------|----------|---|-----------|---|-----------|-----------|------------|
| | | 金額(千円) | | 百分比 (%) | 金額(千円) | | 百分比 (%) |
| 売上高 | | | 5,520,960 | 100.0 | | 7,656,325 | 100.0 |
| 売上原価 | | | 2,412,710 | 43.7 | | 3,276,433 | 42.8 |
| 売上総利益 | | | 3,108,249 | 56.3 | | 4,379,892 | 57.2 |
| 販売費及び一般管理費 | | | | | | | |
| 1. 広告宣伝費 | | 905,721 | | | 1,561,973 | | |
| 2. 販売促進費 | | 94,137 | | | 96,671 | | |
| 3. 役員報酬 | | 39,509 | | | 66,946 | | |
| 4. 給与手当 | | 430,953 | | | 523,946 | | |
| 5. 法定福利費 | | 53,308 | | | 76,699 | | |
| 6. 旅費交通費 | | 23,518 | | | 38,628 | | |
| 7. 支払家賃 | | 41,320 | | | 63,014 | | |
| 8. 租税公課 | | 28,012 | | | 35,403 | | |
| 9. 支払報酬 | | 68,547 | | | 47,275 | | |
| 10. 減価償却費 | | 35,973 | | | 46,296 | | |
| 11. 賞与引当金繰入額 | | | | | 63,532 | | |
| 12. その他 | | 191,840 | 1,912,844 | 34.6 | 331,561 | 2,951,951 | 38.5 |
| 営業利益 | | | 1,195,405 | 21.7 | | 1,427,941 | 18.7 |
| 営業外収益 | | | | | | | |
| 1. 受取利息 | | 6 | | | 0 | | |
| 2. 受取手数料 | | 27,205 | | | 41,009 | | |
| 3. 催事参加料 | | 7,643 | | | 9,776 | | |
| 4. その他 | | 5,648 | 40,503 | 0.7 | 813 | 51,600 | 0.6 |
| 営業外費用 | | | | | | | |
| 1. 支払利息 | | 41,682 | | | | | |
| 2. 支払手数料 | | 34,259 | | | | | |
| 3. 新株発行費 | | 40,149 | | | | | |
| 4. 教材等製作中止損失 | | 706 | | | | | |
| 5. 上場関連費用 | | | | | 54,013 | | |
| 6. その他 | | 3,208 | 120,007 | 2.2 | 294 | 54,308 | 0.7 |
| 経常利益 | | | 1,115,902 | 20.2 | | 1,425,233 | 18.6 |

売上原価明細書

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日) | | 当事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日) | |
|------|----------|---|------------|---|------------|
| | | 金額(千円) | 構成比 (%) | 金額(千円) | 構成比 (%) |
| 人件費 | 1 | 694,447 | 28.8 | 850,528 | 26.0 |
| 教材費 | | 61,004 | 2.5 | 119,351 | 3.6 |
| 経費 | | 1,657,257 | 68.7 | 2,306,553 | 70.4 |
| 売上原価 | | 2,412,710 | 100.0 | 3,276,433 | 100.0 |

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

| 項目 | 前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日) | 当事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日) |
|-------|---|---|
| | 金額(千円) | 金額(千円) |
| 委託報酬 | 991,905 | 1,408,236 |
| 支払家賃 | 407,452 | 517,524 |
| 水道光熱費 | 52,973 | 53,528 |
| 消耗品費 | 55,459 | 58,215 |
| 減価償却費 | 54,133 | 75,304 |

【株主資本等変動計算書】

当事業年度（自平成18年1月1日 至平成18年12月31日）

| | 株主資本 | | | | | |
|----------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------------------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 |
| 平成17年12月31日残高（千円） | 1,800,000 | 1,600,000 | | 1,600,000 | 3,019,897 | 3,019,897 |
| 当事業年度中の変動額 | | | | | | |
| 新株の発行 | 371,521 | 371,521 | | 371,521 | | |
| 無償減資 | 1,600,000 | | 1,600,000 | 1,600,000 | | |
| 資本準備金の取崩額 | | 1,550,000 | 1,550,000 | | | |
| 当期純利益 | | | | | 824,321 | 824,321 |
| 当事業年度中の変動額合計 （千円） | 1,228,479 | 1,178,479 | 3,150,000 | 1,971,521 | 824,321 | 824,321 |
| 平成18年12月31日残高（千円） | 571,521 | 421,521 | 3,150,000 | 3,571,521 | 2,195,575 | 2,195,575 |

| | 株主資本 | 純資産 合計 |
|----------------------|-----------|-----------|
| | 株主資本合計 | |
| 平成17年12月31日残高（千円） | 380,102 | 380,102 |
| 当事業年度中の変動額 | | |
| 新株の発行 | 743,042 | 743,042 |
| 無償減資 | | |
| 資本準備金の取崩額 | | |
| 当期純利益 | 824,321 | 824,321 |
| 当事業年度中の変動額合計 （千円） | 1,567,363 | 1,567,363 |
| 平成18年12月31日残高（千円） | 1,947,466 | 1,947,466 |

【キャッシュ・フロー計算書】

| | | 前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日) | 当事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日) |
|------------------------------|----------|---|---|
| 区分 | 注記 番号 | 金額(千円) | 金額(千円) |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 1. 税引前当期純利益又は 税引前当期純損失() | | 2,445,932 | 1,384,637 |
| 2. 減価償却費 | | 90,107 | 121,601 |
| 3. 長期前払費用償却額 | | 5,324 | 4,147 |
| 4. 商標権償却 | | 3,399 | 3,399 |
| 5. 受取利息 | | 6 | 0 |
| 6. 支払利息 | | 41,682 | |
| 7. 新株発行費 | | 40,149 | |
| 8. L S閉鎖損失引当金の増減額(減少) | | 9,448 | 30,503 |
| 9. 賞与引当金の増減額 | | | 129,299 |
| 10. 固定資産除却損 | | 72,600 | 41,420 |
| 11. 損害補償利益 | | | 57,357 |
| 12. 上場関連費用 | | | 54,013 |
| 13. 前期損益修正益 | | 18,901 | |
| 14. 抱合せ株式消却損 | | 3,485,479 | |
| 15. 売上債権の増減額(増加) | | 65,718 | 6,472 |
| 16. たな卸資産の増減額(増加) | | 700 | 22,786 |
| 17. 営業保証金の増減額(増加) | | 12,193 | 66,734 |
| 18. 仕入債務の増減額(減少) | | 4,315 | 1,308 |
| 19. 未払金の増減額(減少) | | 40,921 | 69,902 |
| 20. 未払費用の増減額(減少) | | 54,042 | 18,828 |
| 21. 未払消費税等の増減額(減少) | | 37,749 | 16,704 |
| 22. 前受金の増減額(減少) | | 1,176,319 | 930,622 |
| 23. 預り金の増減額(減少) | | 1,281 | 1,666 |
| 24. その他 | | 20,206 | 2,627 |
| 小計 | | 2,523,549 | 2,767,720 |
| 利息及び配当金の受取額 | | 313 | 0 |
| 利息の支払額 | | 74,477 | |
| 損害補償による収入 | | | 57,357 |
| 法人税等の支払額 | | 233,728 | 418,051 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | 2,215,657 | 2,407,026 |

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日) | 当事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日) |
|-----------------------|----------|---|---|
| | | 金額(千円) | 金額(千円) |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 1.有形固定資産の取得による支出 | | 209,882 | 499,017 |
| 2.無形固定資産の取得による支出 | | 33,575 | 38,099 |
| 3.敷金・保証金の差入れによる支出 | | 105,826 | 344,254 |
| 4.敷金・保証金の回収による収入 | | 27,946 | 34,031 |
| 5.その他 | | 11,180 | 1,569 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | 332,519 | 848,909 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 1.長期借入金の返済による支出 | | 3,150,000 | |
| 2.株式の発行による収入 | | 3,200,000 | 692,245 |
| 3.新株発行による支出 | | 36,297 | 3,852 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | 13,702 | 688,393 |
| 現金及び現金同等物の増減額 (減少) | | 1,896,841 | 2,246,509 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | | 638,558 | 2,539,412 |
| 合併に伴う現金及び現金同等物の増加額 | | 4,013 | |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | 2 | 2,539,412 | 4,785,922 |
| | | | |

【損失処理計算書】

| | | 前事業年度 (株主総会承認日 平成18年3月29日) |
|---------|----------|----------------------------------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額(千円) |
| 当期末処理損失 | | 3,019,897 |
| 次期繰越損失 | | 3,019,897 |

重要な会計方針

| 項目 | 前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日) | 当事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日) |
|---------------------|---|---|
| 1. たな卸資産の評価基準及び評価方法 | (1) 教材 移動平均法による原価法を採用しております。 (2) 貯蔵品 最終仕入原価法を採用しております。 | (1) 教材 同左 (2) 貯蔵品 同左 |
| 2. 固定資産の減価償却の方法 | (1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3～15年 構築物 10～20年 工具器具備品 2～15年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。 | (1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(主に5年)に基づいております。 |
| 3. 繰延資産の処理方法 | 新株発行費 支出時に全額費用として処理しております。 | 株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。 |
| 4. 引当金の計上基準 | (1) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。ただし、当期末において回収不能見込額がないため、残高はありません。 (2) L S 閉鎖損失引当金 L S 閉鎖に伴う原状回復費等の発生に備え、その損失見込額を引当金計上しております。 | (1) 貸倒引当金 同左 (2) L S 閉鎖損失引当金 同左 |

| 項目 | 前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日) | 当事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日) |
|----------------------------|--|--|
| | | <p>(3) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与に充てるため、賞与支払予定額のうち当事業年度に属する支給対象期間に見合う金額を計上しております。</p> <p>(追加情報) 従来は、取締役会決議により従業員賞与の支給が決定された場合に賞与の未払計上をしておりましたが、平成18年10月に内規による支給基準、支給額の算定方法が整備されたことにより、当事業年度より賞与引当金を計上しております。なお、これによる影響は軽微であります。</p> |
| 5. 収益の計上基準 | <p>受講料は受講期間に応じて収益を計上し、教材は教材提供時に、また入会金は契約時にそれぞれ収益として計上しております。</p> | 同左 |
| 6. リース取引の処理方法 | <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> | 同左 |
| 7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 | <p>手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p> | 同左 |
| 8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p> | <p>消費税等の会計処理 同左</p> |

会計方針の変更

| <p>前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)</p> | <p>当事業年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)</p> |
|--|--|
| | <p>(固定資産の減損に係る会計基準)</p> <p>当事業年度から「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年 8月 9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第 6号)を適用しております。</p> <p>なお、この変更による損益への影響はありません。</p> |
| | <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月 9日 企業会計基準第 5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月 9日 企業会計基準適用指針第 8号)を適用しております。</p> <p>この変更による損益への影響はありません。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は1,947,466千円であります。</p> <p>財務諸表等規則の改正による貸借対照表の表示に関する変更は以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 前事業年度における「資本の部」は、当事業年度から「純資産の部」となり、「純資産の部」の内訳は「株主資本」のみとなります。 2 前事業年度において独立掲記しておりました「資本金」、「資本剰余金」及び「利益剰余金」は当事業年度においては「株主資本」の内訳科目として表示しております。 3 前事業年度において「利益剰余金」の内訳科目として表示しておりました「当期末処理損失」は、当事業年度から、「その他利益剰余金」の内訳科目である「繰越利益剰余金」として表示しております。 |
| | <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正)</p> <p>当事業年度から、改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会最終改正平成18年 8月11日 企業会計基準第 1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年 8月11日 企業会計基準適用指針第 2号)を適用しております。</p> <p>この変更による損益への影響はありません。</p> |

表示方法の変更

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|

| <p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)</p> | <p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)</p> |
|--|--|
| | <p>(貸借対照表)</p> <p>前事業年度まで区分掲記しておりました「営業保証金」(当事業年度末残高860千円)は、資産の総額の100分の1以下となったため、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。</p> |

注記事項

(貸借対照表関係)

| 前事業年度 (平成17年12月31日) | 当事業年度 (平成18年12月31日) |
|--|------------------------|
| <p>1 授権株式数及び発行済株式総数</p> <p>授権株式数</p> <p>普通株式 80,960株</p> <p>優先株式 320株</p> <p>ただし、普通株式の消却が行われた場合、優先株式につき消却または普通株式への転換が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>発行済株式総数</p> <p>普通株式 20,000株</p> <p>優先株式 320株</p> | 1 |
| <p>2 資本の欠損</p> <p>資本の欠損の額は3,019,897千円であります。</p> | 2 |

(損益計算書関係)

| 前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日) | 当事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日) |
|--|---|
| <p>1 前期の固定資産除却損の修正であり、その内容は次のとおりであります。</p> <p>建物 16,592千円</p> <p>構築物 1,751千円</p> <p>工具器具備品 557千円</p> <hr/> <p>計 18,901千円</p> | 1 |
| <p>2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。</p> <p>建物 64,770千円</p> <p>構築物 8,321千円</p> <p>工具器具備品 2,464千円</p> <hr/> <p>計 75,556千円</p> | <p>2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。</p> <p>建物 25,424千円</p> <p>構築物 13,238千円</p> <p>工具器具備品 2,757千円</p> <p>原状回復費 12,879千円</p> <hr/> <p>計 54,300千円</p> |

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度(自平成18年1月1日 至平成18年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 前事業年度末 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 | 摘要 |
|-----------|--------|--------|----|--------|------|
| 発行済株式 | | | | | |
| 普通株式(株) | 20,000 | 23,052 | | 43,052 | (注)1 |
| A種優先株式(株) | 320 | | | 320 | |
| 合計 | 20,320 | 23,052 | | 43,372 | |

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加23,052株は、株式1株につき2株の株式分割による増加20,000株、公募による新株発行に伴う増加3,000株、新株予約権の権利行使による新株発行に伴う増加52株であります。

2. 新株予約権に関する事項

| 新株 予約権の内訳 | 新株予約権の 目的となる 株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) | | | | 当事業 年度末残高 (千円) | 摘要 |
|-------------------------|--------------------------|--------------------|----|----|------------|----------------------|----|
| | | 前事業 年度末 | 増加 | 減少 | 当事業 年度末 | | |
| 第3回新株予約権 | 普通株式 | 200 | | | 200 | | |
| 第4回新株予約権 | 普通株式 | 3,412 | | | 3,412 | | |
| 第5回新株予約権 | 普通株式 | 12 | | | 12 | | |
| ストック・オプションとしての 新株予約権 | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | |

(注) 新株予約権の目的となる株式の数は、株式分割または株式併合による調整をしております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の 総額(千円) | 配当の原資 | 1株当たり 配当(円) | 基準日 | 効力 発生日 |
|--------------------|--------|----------------|-------|----------------|-----------------|----------------|
| 平成19年2月21日 取締役会 | A種優先株式 | 20,881 | 資本剰余金 | 65,254.80 | 平成18年 12月31日 | 平成19年 3月13日 |

(キャッシュ・フロー計算書関係)

| 前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日) | 当事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|-------------|-----------|-------------|------|---------|------|-----------|------|-----------|------|-----------|------|-----------|------|-----------|---|----------|-------------|-----------|-------------|
| <p>1. 比較可能性を確保する観点から合併消滅会社である旧株式会社GABA(実質的な存続会社)を存続会社とし、NIFキャピタルパートナーズA株式会社を吸収合併したものと作成しております。</p> <p>2. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成17年12月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">2,539,412千円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">2,539,412千円</td> </tr> </table> <p>3. NIFキャピタルパートナーズA株式会社より引継いだ資産および負債の主な内訳は次のとおりであります。また、合併により増加した資本金は190,000千円であります。</p> <p style="margin-left: 20px;">合併により引継いだ資産および負債 (単位：千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">125,747</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right;">4,502,527</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4,628,274</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td style="text-align: right;">2,521,051</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td style="text-align: right;">2,250,000</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">4,771,051</td> </tr> </table> | 現金及び預金勘定 | 2,539,412千円 | 現金及び現金同等物 | 2,539,412千円 | 流動資産 | 125,747 | 固定資産 | 4,502,527 | 資産合計 | 4,628,274 | 流動負債 | 2,521,051 | 固定負債 | 2,250,000 | 負債合計 | 4,771,051 | <p>1.</p> <p>2. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年12月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">4,785,922千円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">4,785,922千円</td> </tr> </table> <p>3.</p> | 現金及び預金勘定 | 4,785,922千円 | 現金及び現金同等物 | 4,785,922千円 |
| 現金及び預金勘定 | 2,539,412千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現金及び現金同等物 | 2,539,412千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 流動資産 | 125,747 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 固定資産 | 4,502,527 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 資産合計 | 4,628,274 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 流動負債 | 2,521,051 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 固定負債 | 2,250,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 負債合計 | 4,771,051 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現金及び預金勘定 | 4,785,922千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現金及び現金同等物 | 4,785,922千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(リース取引関係)

| 前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日) | 当事業年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日) |
|---|---|
| リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 | リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 |
| 1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 | 1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 |
| 工具器具備品 | 工具器具備品 |
| 取得価額相当額 26,485千円 | 取得価額相当額 12,141千円 |
| 減価償却累計額相当額 20,887千円 | 減価償却累計額相当額 10,161千円 |
| 期末残高相当額 5,598千円 | 期末残高相当額 1,980千円 |
| 2. 未経過リース料期末残高相当額 | 2. 未経過リース料期末残高相当額 |
| 1年内 3,958千円 | 1年内 2,050千円 |
| 1年超 2,050千円 | 1年超 |
| 合計 6,008千円 | 合計 2,050千円 |
| 3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 | 3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 |
| 支払リース料 6,613千円 | 支払リース料 4,056千円 |
| 減価償却費相当額 5,531千円 | 減価償却費相当額 3,618千円 |
| 支払利息相当額 508千円 | 支払利息相当額 97千円 |
| 4. 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 | 4. 減価償却費相当額の算定方法 同左 |
| 5. 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法は利息法によっております。 | 5. 利息相当額の算定方法 同左 |

(有価証券関係)

前事業年度末(平成17年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度末(平成18年12月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度末(平成17年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度末(平成18年12月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自平成17年1月1日 至平成17年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成18年1月1日 至平成18年12月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当事業年度(自平成18年1月1日 至平成18年12月31日)

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

| | | |
|------------------|-------------------------------|---------------------------------|
| 決議年月日 | 平成17年3月30日 (第1回新株予約権) | 平成17年3月30日 (第2回新株予約権) |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社従業員 203名 | 役員 2名 当社従業員 8名(注)3 |
| ストック・オプションの数(注)1 | 普通株式 2,480株 | 普通株式 7,470株 |
| 付与日 | 平成17年4月12日および 平成17年7月20日 | 平成17年4月12日および 平成17年7月20日 |
| 権利確定条件 | 権利確定条件は付されていません。 | 同左 |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間の定めはありません。 | 同左 |
| 権利行使期間 | 平成18年12月1日～平成23年12月1日 (注)2 | 平成18年11月20日～平成23年11月20日 (注)4 |

| | | |
|------------------|-------------------------------|---------------------------------|
| 決議年月日 | 平成18年1月18日 (第6回新株予約権) | 平成18年1月18日 (第7回新株予約権) |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社従業員 84名 | 当社従業員 3名(注)3 |
| ストック・オプションの数(注)1 | 普通株式 346株 | 普通株式 30株 |
| 付与日 | 平成18年1月31日 | 平成18年4月20日 |
| 権利確定条件 | 権利確定条件は付されていません。 | 同左 |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間の定めはありません。 | 同左 |
| 権利行使期間 | 平成18年12月1日～平成23年12月1日 (注)5 | 平成18年11月20日～平成23年11月20日 (注)6 |

(注)1. 株式分割または株式併合による調整後の株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権の行使期間は、当初は平成17年4月12日～平成27年4月12日でありましたが、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日(平成18年12月1日)から5年間となっております。
3. 当社従業員3人には、平成18年5月17日付で当社取締役役に就任した横島俊幸が含まれております。
4. 新株予約権の行使期間は、当初は平成17年4月12日～平成27年4月12日でありましたが、平成18年11月20日開催の取締役会において、新株予約権の行使について2/3以上の賛成により承認されたため、当該取締役会の承認日(平成18年11月20日)から5年間となっております。
5. 新株予約権の行使期間は、当初は平成18年1月31日～平成28年1月31日でありましたが、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日(平成18年12月1日)から5年間となっております。
6. 新株予約権の行使期間は、当初は発行日(平成18年4月20日)から10年間でありましたが、平成18年11月20日開催の取締役会において、新株予約権の行使について2/3以上の賛成により承認されたため、当該取締役会の承認日(平成18年11月20日)から5年間となっております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

(単位：株)

| | 平成17年3月30日 (第1回新株予約権) | 平成17年3月30日 (第2回新株予約権) | 平成18年1月18日 (第6回新株予約権) |
|-------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 権利確定前 | | | |
| 期首 | | | |
| 付与 | | | |
| 失効 | | | |
| 権利確定 | | | |
| 未確定残 | | | |
| 権利確定後 | | | |
| 期首 | 2,196 | 7,470 | |
| 権利確定 | | | 346 |
| 権利行使 | 4 | 48 | |
| 失効 | 280 | | 18 |
| 未行使残 | 1,912 | 7,422 | 328 |

| | 平成18年1月18日 (第7回新株予約権) |
|-------|--------------------------|
| 権利確定前 | |
| 期首 | |
| 付与 | |
| 失効 | |
| 権利確定 | |
| 未確定残 | |
| 権利確定後 | |
| 期首 | |
| 権利確定 | 30 |
| 権利行使 | |
| 失効 | |
| 未行使残 | 30 |

(注) 上表の株式数は、株式分割または株式併合による調整をしております。

単価情報

(単位：円)

| | 平成17年3月30日 (第1回新株予約権) | 平成17年3月30日 (第2回新株予約権) | 平成18年1月18日 (第6回新株予約権) |
|--------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 権利行使価格(注) | 71,000 | 71,000 | 250,000 |
| 行使時平均株価 | 205,000 | 237,375 | |
| 付与日における 公正な評価単価 | | | |

| | 平成18年1月18日 (第7回新株予約権) |
|--------------------|--------------------------|
| 権利行使価格(注) | 250,000 |
| 行使時平均株価 | |
| 付与日における 公正な評価単価 | |

(注) 権利行使価格は、株式分割または株式併合による調整をしております。

(税効果会計関係)

| 前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日) | 当事業年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|----------|--------|---------|-------------|----------|------------------------|----------|----------|--------|--------------|----------|-----------------------|----------|---|----------|--|-------|----------|--------|---------|-------------|----------|-------|----------|-----|-----|--------------|-----------|---------|----------|--------------|----------|
| <p>1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産(流動)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">未払事業税</td><td style="text-align: right;">16,486千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">未払事業所税</td><td style="text-align: right;">1,359千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">L S 閉鎖損失引当金</td><td style="text-align: right;">10,225千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">固定資産除却損</td><td style="text-align: right;">27,579千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">その他</td><td style="text-align: right;">30千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産(流動)合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">55,681千円</td></tr> </table> <p>繰延税金資産(固定)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">減価償却超過額</td><td style="text-align: right;">12,070千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産(固定)合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">12,070千円</td></tr> </table> | 未払事業税 | 16,486千円 | 未払事業所税 | 1,359千円 | L S 閉鎖損失引当金 | 10,225千円 | 固定資産除却損 | 27,579千円 | その他 | 30千円 | 繰延税金資産(流動)合計 | 55,681千円 | 減価償却超過額 | 12,070千円 | 繰延税金資産(固定)合計 | 12,070千円 | <p>1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産(流動)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">未払事業税</td><td style="text-align: right;">32,836千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">未払事業所税</td><td style="text-align: right;">2,436千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">L S 閉鎖損失引当金</td><td style="text-align: right;">22,640千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">賞与引当金</td><td style="text-align: right;">57,965千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">その他</td><td style="text-align: right;">6千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産(流動)合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">115,885千円</td></tr> </table> <p>繰延税金資産(固定)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">減価償却超過額</td><td style="text-align: right;">10,892千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産(固定)合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">10,892千円</td></tr> </table> | 未払事業税 | 32,836千円 | 未払事業所税 | 2,436千円 | L S 閉鎖損失引当金 | 22,640千円 | 賞与引当金 | 57,965千円 | その他 | 6千円 | 繰延税金資産(流動)合計 | 115,885千円 | 減価償却超過額 | 10,892千円 | 繰延税金資産(固定)合計 | 10,892千円 |
| 未払事業税 | 16,486千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 未払事業所税 | 1,359千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| L S 閉鎖損失引当金 | 10,225千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 固定資産除却損 | 27,579千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 30千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産(流動)合計 | 55,681千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減価償却超過額 | 12,070千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産(固定)合計 | 12,070千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 未払事業税 | 32,836千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 未払事業所税 | 2,436千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| L S 閉鎖損失引当金 | 22,640千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 賞与引当金 | 57,965千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 6千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産(流動)合計 | 115,885千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減価償却超過額 | 10,892千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産(固定)合計 | 10,892千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.70%</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">(調整)</td><td></td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">住民税等均等割</td><td style="text-align: right;">0.08%</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">交際費等永久に 損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">0.05%</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">抱合せ株式消却損</td><td style="text-align: right;">58.00%</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">その他</td><td style="text-align: right;">0.21%</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">税効果会計適用後の 法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">17.22%</td></tr> </table> | 法定実効税率 | 40.70% | (調整) | | 住民税等均等割 | 0.08% | 交際費等永久に 損金に算入されない項目 | 0.05% | 抱合せ株式消却損 | 58.00% | その他 | 0.21% | 税効果会計適用後の 法人税等の負担率 | 17.22% | <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p style="text-align: center;">法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 法定実効税率 | 40.70% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (調整) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住民税等均等割 | 0.08% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 交際費等永久に 損金に算入されない項目 | 0.05% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 抱合せ株式消却損 | 58.00% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 0.21% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 税効果会計適用後の 法人税等の負担率 | 17.22% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(持分法損益等)

前事業年度(自平成17年 1月 1日 至平成17年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成18年 1月 1日 至平成18年12月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者との取引】

前事業年度(自平成17年 1月 1日 至平成17年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成18年 1月 1日 至平成18年12月31日)

該当事項はありません。

[次へ](#)

(1 株当たり情報)

| 前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日) | 当事業年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日) |
|---|--|
| 1 株当たり純資産額 140,994円88銭 | 1 株当たり純資産額 29,578円54銭 |
| 1 株当たり当期純損失 143,356円01銭 | 1 株当たり当期純利益 20,472円29銭 |
| | 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 16,708円84銭 |
| <p>なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、未行使の新株予約権残高がありますが、当社株式は非上場のため期中平均株価が把握できないため記載しておりません。</p> | <p>なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定にあたり、当社株式が上場した平成18年12月 1 日以前に消滅した新株予約権については、相当する期中平均株価が把握できないため普通株式増加数に含めておりません。</p> |
| <p>当社は、平成17年 3 月28日付で普通株式 1 株につき普通株式 4 株の株式分割を行っております。</p> | <p>当社は、平成18年 5 月15日付で普通株式 1 株につき普通株式 2 株の株式分割を行っております。</p> |
| <p>なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合における前期(旧株式会社 G A B A)の 1 株当たり情報の各数値は以下のとおりであります。</p> | <p>なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合における前期の 1 株当たり情報の各数値は以下のとおりであります。</p> |
| <p>1 株当たり純資産額 66,614円12銭 1 株当たり当期純利益 6,283円01銭</p> | <p>1 株当たり純資産額 70,497円44銭 1 株当たり当期純損失 71,678円00銭</p> |

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前事業年度末 (平成17年12月31日) | 当事業年度末 (平成18年12月31日) |
|---|-------------------------|-------------------------|
| 貸借対照表の純資産の部の合計額 (千円) | | 1,947,466 |
| 普通株式に係る期末純資産額 (千円) | | 1,273,415 |
| 貸借対照表の純資産の部の合計額と1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式に係る期末の純資産との差額の主要な内訳 | | |
| イ. 普通株式よりも配当請求権又は残余財産分配請求権が優先的な株式の払込金額 (千円) | | 3,200,000 |
| ロ. 優先配当額 (千円) | | 20,881 |
| 普通株式の発行済株式数 (株) | | 43,052 |
| 普通株式の自己株式数 (株) | | |
| 1株当たりの純資産額の算定に用いられた普通株式の数 (株) | | 43,052 |

2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日) | 当事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日) |
|--|---|--|
| 1株当たり当期純利益 | | |
| 当期純利益又は当期純損失 () (千円) | 2,867,120 | 824,321 |
| 普通株主に帰属しない金額 (千円) | | |
| 普通株式に係る当期純利益又は純損失 () (千円) | 2,867,120 | 824,321 |
| 期中平均株式数 (株) | 20,000 | 40,265 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | | |
| 当期純利益調整額 (千円) | | |
| 普通株式増加数 (株) | | 9,069 |
| (うち新株予約権) () | | (9,069) |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たりの当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要 | | 新株予約権2種類 (新株予約権の数179個 新株予約権の目的となる 株式の数358株) |

上表の新株予約権の目的となる株式の数は、株式分割または株式併合による調整をしております。

(重要な後発事象)

| 前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日) | 当事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|----------|-------|------------|-------|------------|---------|------------|------------|----|------------|------|-----------|--------------|------------|----------------|------|------------------------------|-------|----------------|---|---------|------------|---------------|--------|-------------|-----|----------|---------------------------|-------------|--------------|---------|---|---------|------------|---------|--------------|
| <p>1. 新株予約権の発行について</p> <p>平成18年1月18日開催の取締役会および同日開催の臨時株主総会において、旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、下記の要領で新株予約権を新たに発行することを決議し、平成18年1月31日に発行致しました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">第6回新株予約権</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発行決議日</td> <td style="text-align: center;">平成18年1月18日</td> </tr> <tr> <td>発行年月日</td> <td style="text-align: center;">平成18年1月31日</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の数</td> <td style="text-align: center;">169個 (注) 1</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の発行価格</td> <td style="text-align: center;">無償</td> </tr> <tr> <td>目的となる株式の種類</td> <td style="text-align: center;">普通株式</td> </tr> <tr> <td>目的となる株式の数</td> <td style="text-align: center;">338株 (注) 1、2</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使価額</td> <td style="text-align: center;">250,000円 (注) 2</td> </tr> <tr> <td>行使期間</td> <td style="text-align: center;">平成18年1月31日から 平成28年1月31日まで</td> </tr> <tr> <td>資本組入額</td> <td style="text-align: center;">125,000円 (注) 2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 新株予約権の数、目的となる株式の数は、取締役会決議による新株予約権および新株発行予定数から、退職等により権利を喪失した数を控除した数を記載しております。</p> <p>2. 平成18年3月15日開催の取締役会決議により、平成18年5月15日付で普通株式1株を2株とする株式分割を行っており、目的となる株式の数、新株予約権の行使価額、資本組入額は株式分割調整後の数を記載しております。</p> <p>2. 資本減少について</p> <p>平成17年12月12日開催の臨時株主総会において、旧商法第375条の規定に基づき、下記の要領で資本を減少することを決議し、平成18年1月24日に処理されました。</p> <p>(1) 資本の額 18億円</p> <p>(2) 減少する資本金の額 16億円</p> <p>(3) 減少後の資本金の額 2億円</p> <p>(4) 資本減少の方法</p> <p>払い戻しを行わない無償の減資とし、発行済株式総数の変更は行わない。</p> | 項目 | 第6回新株予約権 | 発行決議日 | 平成18年1月18日 | 発行年月日 | 平成18年1月31日 | 新株予約権の数 | 169個 (注) 1 | 新株予約権の発行価格 | 無償 | 目的となる株式の種類 | 普通株式 | 目的となる株式の数 | 338株 (注) 1、2 | 新株予約権の行使価額 | 250,000円 (注) 2 | 行使期間 | 平成18年1月31日から 平成28年1月31日まで | 資本組入額 | 125,000円 (注) 2 | <p>1. その他資本剰余金の処分</p> <p>当社は、平成19年2月21日開催の取締役会において、当社定款第42条および会社法第452条の規定に基づき、下記のとおり剰余金を処分することを決議し、同日に処理されました。</p> <p>(1) 目的</p> <p style="padding-left: 20px;">繰越利益剰余金のマイナス解消</p> <p>(2) 減少する剰余金の項目とその額：</p> <p style="padding-left: 20px;">その他資本剰余金 2,195,575千円</p> <p>(3) 増加する剰余金の項目とその額：</p> <p style="padding-left: 20px;">繰越利益剰余金 2,195,575千円</p> <p>2. 取得条項付株式(第1回A種優先株式)の一部取得および消却</p> <p>当社は、平成19年2月21日開催の取締役会において、当社定款第10条の10、会社法第168条および第169条の規定に基づき、下記のとおり取得条項付株式を一部取得することを決議し、平成19年3月23日に取得致しました。</p> <p>また、平成19年3月29日開催の取締役会において、当該取得株式を消却することを決議し、同日に消却致しました。</p> <p>(1) 取得の理由</p> <p style="padding-left: 20px;">優先株式の配当負担を軽減することにより企業価値の一層の向上を図るためであります。</p> <p>(2) 取得および消却の内容</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">(イ) 取得日</td> <td>平成19年3月23日</td> </tr> <tr> <td>(ロ) 取得する株式の種類</td> <td>A種優先株式</td> </tr> <tr> <td>(ハ) 取得株式の総数</td> <td>93株</td> </tr> <tr> <td>(ニ) 取得価額</td> <td>1株につき 10,027,587円94.6銭</td> </tr> <tr> <td>(ホ) 取得価額の総額</td> <td>932,565,680円</td> </tr> <tr> <td>(ヘ) 取得先</td> <td>株式会社大和証券グループ本社 (取得株式数：58株) 有限会社ジュピターインベストメント (取得株式数：35株)</td> </tr> <tr> <td>(ト) 消却日</td> <td>平成19年3月29日</td> </tr> <tr> <td>(チ) 消却額</td> <td>932,565,680円</td> </tr> </table> | (イ) 取得日 | 平成19年3月23日 | (ロ) 取得する株式の種類 | A種優先株式 | (ハ) 取得株式の総数 | 93株 | (ニ) 取得価額 | 1株につき 10,027,587円94.6銭 | (ホ) 取得価額の総額 | 932,565,680円 | (ヘ) 取得先 | 株式会社大和証券グループ本社 (取得株式数：58株) 有限会社ジュピターインベストメント (取得株式数：35株) | (ト) 消却日 | 平成19年3月29日 | (チ) 消却額 | 932,565,680円 |
| 項目 | 第6回新株予約権 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 発行決議日 | 平成18年1月18日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 発行年月日 | 平成18年1月31日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 新株予約権の数 | 169個 (注) 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 新株予約権の発行価格 | 無償 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 目的となる株式の種類 | 普通株式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 目的となる株式の数 | 338株 (注) 1、2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 新株予約権の行使価額 | 250,000円 (注) 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 行使期間 | 平成18年1月31日から 平成28年1月31日まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 資本組入額 | 125,000円 (注) 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (イ) 取得日 | 平成19年3月23日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (ロ) 取得する株式の種類 | A種優先株式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (ハ) 取得株式の総数 | 93株 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (ニ) 取得価額 | 1株につき 10,027,587円94.6銭 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (ホ) 取得価額の総額 | 932,565,680円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (ヘ) 取得先 | 株式会社大和証券グループ本社 (取得株式数：58株) 有限会社ジュピターインベストメント (取得株式数：35株) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (ト) 消却日 | 平成19年3月29日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (チ) 消却額 | 932,565,680円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日) | 当事業年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日) | |
|--|---|---------------------------------------|
| <p>資本準備金の減少について 平成17年12月12日開催の臨時株主総会において、旧商法第289条2項の規定に基づき、下記の要領で資本準備金を減少することを決議し、平成18年 1月24日に処理されました。</p> <p>(1) 資本準備金の額 16億円 (2) 減少する資本準備金の額 15億円5千万円 (3) 減少後の資本準備金の額 5千万円(減少後の資本の額の4分の1以上にあたる)</p> <p>4. 株式分割について 平成18年 3月15日開催の取締役会決議に基づき、平成18年 5月15日付で普通株式 1株につき 2株の株式分割を行っております。当該株式分割の内容は次のとおりであります。</p> <p>(1) 分割により増加する株式数 普通株式 20,000 株</p> <p>(2) 分割方法 平成18年 3月31日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を、1株につき 2株の割合をもって分割する。</p> <p>(3) 当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合における前期(旧株式会社GABA)の1株当たり情報および当期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報はそれぞれ以下のとおりとなります。なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益について、未行使の新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。</p> | | |
| 回次 | 前事業年度 | 当事業年度 |
| 会計期間 | 自 平成16年 10月 1日 至 平成16年 12月31日 | 自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 12月31日 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 33,307.06 | 70,497.44 |
| 1株当たり 当期純利益又は 当期純損失() (円) | 3,141.50 | 71,678.00 |
| 潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益 (円) | | |
| 1株当たり 配当額 (円) | | |

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

| 資産の種類 | 前期末残高 (千円) | 当期増加額 (千円) | 当期減少額 (千円) | 当期末残高 (千円) | 減価償却 累計額又は 償却累計額 (千円) | 減価償却 累計額又は 償却累計額 のうち 当期償却額 (千円) | 差引当期末 残高 (千円) |
|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------------------------|--|---------------------|
| 有形固定資産 | | | | | | | |
| 建物 | 511,685 | 183,672 | 32,649 | 662,708 | 87,610 | 36,329 | 575,098 |
| 構築物 | 56,754 | 7,372 | 16,003 | 48,123 | 10,663 | 4,055 | 37,460 |
| 工具器具備品 | 191,062 | 262,993 | 10,410 | 443,645 | 109,699 | 57,078 | 333,945 |
| 有形固定資産計 | 759,502 | 454,038 | 59,064 | 1,154,477 | 207,973 | 97,463 | 946,504 |
| 無形固定資産 | | | | | | | |
| 商標権 | 34,000 | | | 34,000 | 7,649 | 3,399 | 26,350 |
| ソフトウェア | 108,425 | 51,151 | | 159,577 | 69,655 | 24,137 | 89,921 |
| ソフトウェア仮勘定 | 6,931 | 6,209 | 9,663 | 3,477 | | | 3,477 |
| その他 | 729 | | | 729 | | | 729 |
| 無形固定資産計 | 150,086 | 57,361 | 9,663 | 197,783 | 77,305 | 27,537 | 120,478 |
| 長期前払費用 | 24,760 | 1,564 | | 26,324 | 16,842 | 4,147 | 9,482 |

(注) 当期増加額および当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

1. 建物増加額の主な原因は、茶屋町 L S (26,729千円)、成城 L F (19,006千円)、神戸 L S (22,324千円)、大宮 L S (17,368千円)の開設、新宿 L S (24,483千円)、成城 L S (19,677千円)、下北沢 L S (16,108千円)の移転によるものであります。
2. 工具器具備品増加額の主な原因は、神戸 L S (26,968千円)、成城 L F (14,178千円)の開設、表参道 L S (15,496千円)、新宿 L S (33,637千円)、成城 L S (15,972千円)の移転によるものであります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

| 区分 | 前期末残高 (千円) | 当期増加額 (千円) | 当期減少額 (目的使用) (千円) | 当期減少額 (その他) (千円) | 当期末残高 (千円) |
|-------------|---------------|---------------|-------------------------|------------------------|---------------|
| L S 閉鎖損失引当金 | 25,124 | 55,627 | 13,149 | 11,974 | 55,627 |
| 賞与引当金 | | 129,299 | | | 129,299 |

(注) L S 閉鎖損失引当金の当期減少額「その他」は、L S 閉鎖時の原状回復費の実際発生額が、当初見積額より少なかった事による戻入れであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ. 現金及び預金

| 区分 | 金額(千円) |
|------|-----------|
| 普通預金 | 4,785,922 |
| 合計 | 4,785,922 |

ロ. 売掛金

相手先別内訳

| 区分 | 金額(千円) |
|--------------------|---------|
| 株式会社みずほ銀行 | 53,104 |
| 株式会社クオーク | 47,724 |
| 株式会社ジャックス | 45,997 |
| 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社 | 19,208 |
| 日商エレクトロニクス株式会社 | 2,528 |
| その他 | 3,428 |
| 合計 | 171,991 |

売掛金の発生および回収ならびに滞留状況

| 前期繰越高(千円) | 当期発生高(千円) | 当回収高(千円) | 次期繰越高(千円) | 回収率(%) | 滞留期間(日) |
|-----------|-----------|-----------|-----------|----------------------------------|--|
| (A) | (B) | (C) | (D) | $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$ | $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$ |
| 178,463 | 5,647,957 | 5,654,429 | 171,991 | 97.05 | 11.32 |

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

ハ. 教材

| 区分 | 金額(千円) |
|---------------|--------|
| 英会話テキスト(ビジネス) | 20,797 |
| 英会話テキスト(トラベル) | 16,918 |
| 英会話テキスト(日常) | 36,135 |
| 合計 | 73,850 |

二. 貯蔵品

| 区分 | 金額(千円) |
|----------|--------|
| 販促品等 | 8,101 |
| 切手・収入印紙等 | 1,714 |
| 合計 | 9,816 |

固定資産

イ. 敷金・保証金

| 相手先 | 金額(千円) |
|----------------|---------|
| 株式会社ヨドバシ | 41,009 |
| 川瀬不動産株式会社 | 40,656 |
| 横町ビルヂング株式会社 | 35,300 |
| 株式会社神戸新聞会館 | 29,949 |
| 第二吉本ビルディング株式会社 | 28,080 |
| その他 | 500,306 |
| 合計 | 675,300 |

流動負債

イ. 買掛金

| 相手先 | 金額(千円) |
|----------------------------|--------|
| ステップ・ドット・コム・コミュニケーションズ株式会社 | 2,503 |
| 東京書籍印刷株式会社 | 1,303 |
| 株式会社ネリーズグループ | 1,077 |
| リアル・イングリッシュジャパン株式会社 | 1,039 |
| その他 | 994 |
| 合計 | 6,918 |

ロ. 未払法人税等

| 相手先 | 金額(千円) |
|-------|---------|
| 未払法人税 | 323,191 |
| 未払住民税 | 58,493 |
| 未払事業税 | 80,680 |
| 合計 | 462,365 |

ハ. 前受金

| 相手先 | 金額(千円) |
|------------------|-----------|
| クライアントからのレッスン受講料 | 3,843,042 |
| 合計 | 3,843,042 |

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

| | |
|------------|---|
| 事業年度 | 1月1日から12月31日まで |
| 定時株主総会 | 3月中 |
| 基準日 | 12月31日 |
| 株券の種類 | 1株券、10株券、100株券 |
| 剰余金の配当の基準日 | 期末配当：12月31日 中間配当：6月30日 上記のほか、別途定めることもあります。 |
| 1単元の株式数 | |
| 株式の名義書換 | |
| 取扱場所 | 東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 本店 |
| 株主名簿管理人 | 東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 |
| 取次所 | 中央三井信託銀行株式会社 全国各支店 日本証券代行株式会社 本店および全国各支店 |
| 名義書換手数料 | 無料 |
| 新券交付手数料 | 不所持株券の交付、汚損または毀損による再発行の場合 新たに発行する株券に係る印紙税相当額および消費税相当額 |
| 公告掲載方法 | 会社の公告の方法は、電子公告により行い、やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載いたします。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載し、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.gaba.co.jp/publication/ |
| 株主に対する特典 | 該当事項はありません。 |

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、証券取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書及びその添付書類

有償一般募集増資(ブックビルディング方式による募集)及び株式売出し(ブックビルディング方式による売出し)
平成18年10月30日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

上記(1)に係る訂正届出書であります。

平成18年11月13日、平成18年11月17日及び平成18年11月22日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成18年10月24日

株式会社GABA
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮 直 仁

指定社員
業務執行社員 公認会計士 都 甲 孝 一

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社GABAの平成17年1月1日から平成17年12月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、損失処理計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社GABAの平成17年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象1. に、新株予約権の発行に関する記載がある。
2. 重要な後発事象2. に、資本の減少に関する記載がある。
3. 重要な後発事象3. に、資本準備金の減少に関する記載がある。
4. 重要な後発事象4. に、株式分割に関する記載がある。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券届出書提出会社が別途保管している。

独立監査人の監査報告書

平成19年3月29日

株式会社GABA
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 都 甲 孝 一

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮 直 仁

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社GABAの平成18年1月1日から平成18年12月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社GABAの平成18年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象1.に、その他資本剰余金の処分に関する記載がある。
2. 重要な後発事象2.に、優先株式の一部取得および消却に関する記載がある。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。